

盛土規制法に係る手引

令和 6 年7月
江東区都市計画課

1 本書の目的

この手引は、江東区行政手続条例第5条第1項の規定により、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の規定に基づく盛土等の許可などの基準を定めるものです。

2 内容

この手引は、概要編、手続編、設計編、施工編、資料編及び様式編の6編で構成されます。設計編、施工編及び資料編（第18章に限る）については東京都の「盛土規制法に係る手引」を準用します。各編は項目ごとに章立てされており、主に「例規」、「解説」、「審査基準」、「補足」、「行政指導指針」から成ります。各項目の記載内容は、以下のとおりです。

- 例
- 規：関係する法律、政令、省令、条例及び規則の条文を記載しています。
- 解
- 説：例規について、解釈に差異が生じないよう、都における具体的な法の解釈を記載しています。
- 審 査 基 準
- ：法令に適合しているかをどのような基準で判断するかを具体的に記載しています。
- 補
- 足：参考にした書籍等、補足情報を記載しています。
- 行政指導指針
- ：法令によらないものの、適合することが望ましい基準を記載しています。

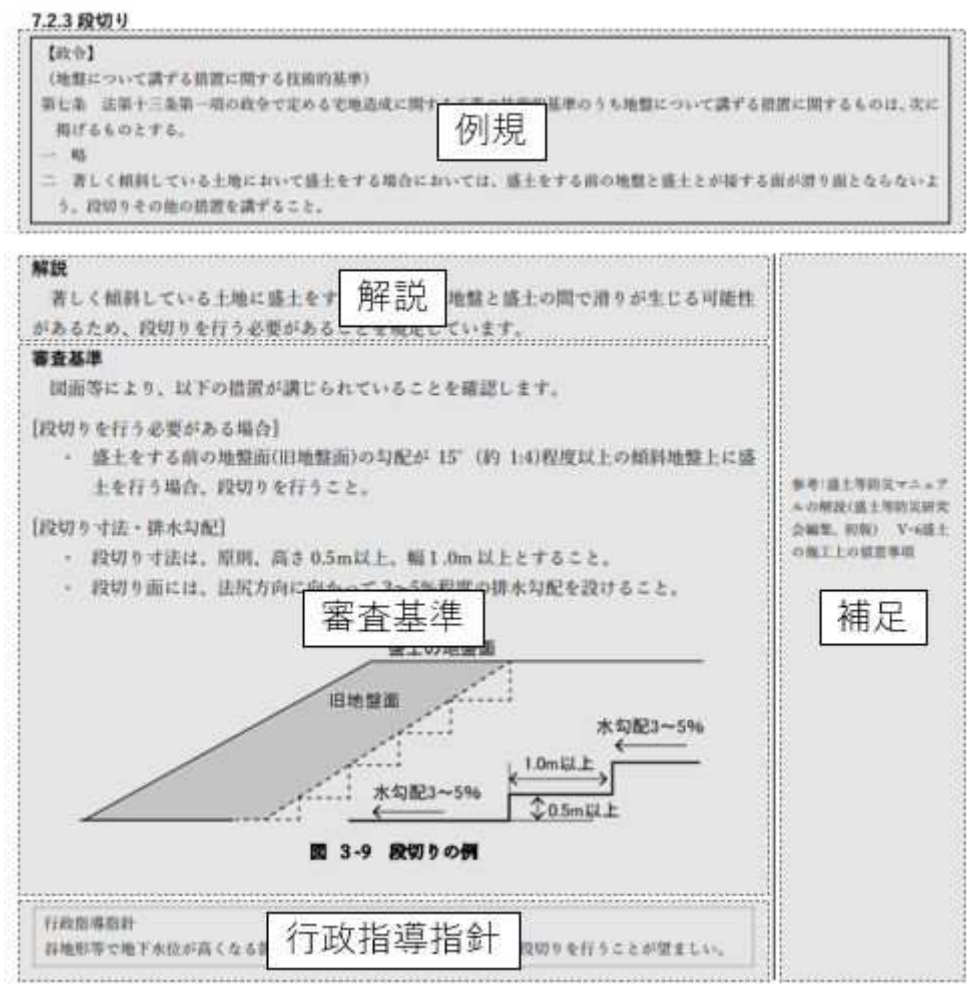


図 記載例

3 適用及び運用

この手引は、盛土規制法の規定に基づく工事に適用します。ただし、当該行為に関して他の法令による規制ある場合には、当該法令にも適合する計画としてください。

なお、本手引の適用が困難又は不適当な場合等については、法令に定める技術的基準への適合を損なわない範囲において、本手引によらないことができます。また、本手引に記載がない事項については、「盛土等防災マニュアルの解説」等、一般的に認められている他の技術的指針等を参考としてください。

4 参考・引用文献

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）（令和 5 年 5 月 26 日国官参宅第 12 号）

盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和 5 年 5 月）

宅地造成の実務（山崎 慶一編著、昭和 62 年 10 月）

治山技術基準（総則・山地治山編）（林野庁、令和 5 年 5 月）

道路土工 擁壁工指針（（社）日本道路協会、平成 24 年 7 月）

道路土工 盛土工指針（（社）日本道路協会、平成 22 年度版）

道路土工 切土工・斜面安定工指針（（社）日本道路協会、平成 21 年 6 月）

道路土工 仮設構造物工指針（（社）日本道路協会、平成 11 年 3 月）

土地改良事業計画設計基準 計画「農地地すべり防止対策」（農林水産省、令和 4 年 5 月）

地すべり防止技術研修テキスト（（財）全国建設研修センター、平成 12 年度版）

大島 昭彦、室内・原位置試験と評価、2022 年度第 2 回宅地地盤の評価に関する最近の知見講習会（（社）地盤工学会、令和 5 年 1 月）

建築基礎構造設計指針（（一社）日本建築学会、令和元年 11 月）

建築士のための擁壁設計入門（藤井 衛＋渡辺桂勝＋品川恭一、2019 年 3 月）

東京都雨水貯留・浸透施設技術指針（資料編）（東京都総合治水対策協議会、平成 21 年 2 月）

目次

1 概要編

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	1
1.1 法の目的	1
1.2 用語の定義	2
1.3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域	8
第2章 工事の許可等	9
2.1 手続の要否の判定	9
2.2 許可を要する工事	10
2.3 許可又は届出が不要となる工事	12
2.4 許可対象行為の考え方（土地の形質変更）	19
2.5 許可対象行為の考え方（土石の堆積）	22
2.6 国又は都道府県の特例	23
2.7 みなし許可	23
2.8 法に適合していることの証明書の交付	24
2.9 関係法令	26
第3章 土地の保全	27
3.1 土地の保全	27

2 手続編

第4章 許可申請の手続	31
4.1 手続の流れ	31
4.2 標準処理期間	33
4.3 許可申請又は届出に必要な書類等	33
4.4 代理申請	40
4.5 申請手数料	41
4.6 許可又は不許可の通知	43
4.7 許可情報の公表	44
第5章 許可基準	46
5.1 住民への周知	46
5.2 技術的基準への適合	48
5.3 資力・信用	50
5.4 工事施行者の能力	51
5.5 土地所有者等の同意	53
5.6 設計者の資格	54
5.7 土石の堆積に関する工事の期間	56

第 6 章 その他の手続	57
6.1 規制区域指定の際の工事の届出	57
6.2 擁壁等を除却する工事の届出	60
6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出	61

3 設計編

※東京都の盛土規制法に係る手引に準ずる

4 施工編

※東京都の盛土規制法に係る手引に準ずる

5 資料編

※東京都の盛土規制法に係る手引に準ずる（第 18 章に限る）

6 様式編

第 19 章 申請様式一覧	65
19.1 国様式	65
19.2 都様式	90
19.3 区様式	92
19.4 参考様式	94

1 概要編

第1章 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

1.1 法の目的

【法律】

（目的）

第一条 この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

解説

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）は、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

1.2 用語の定義

1.2.1 宅地

【法律】 (定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 宅地 農地、採草放牧地及び森林（以下この条、第二十一条第四項及び第四十条第四項において「農地等」という。）並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地（以下「公共施設用地」という。）以外の土地をいう。
【政令】 (公共の用に供する施設) 第二条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める公共の用に供する施設は、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設で主務省令で定めるもの及び国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、墓地その他の施設で主務省令で定めるものとする。
【省令】 (公共の用に供する施設) 第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「令」という。）第二条の主務省令で定める砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設その他これらに準ずる施設は、雨水貯留浸透施設、農業用ため池及び防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第二条第二項に規定する防衛施設とする。 2 令第二条の主務省令で定める国又は地方公共団体が管理する施設は、学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設とする。

解説

盛土規制法における「宅地」の定義は、図 1-1に示すとおりです。

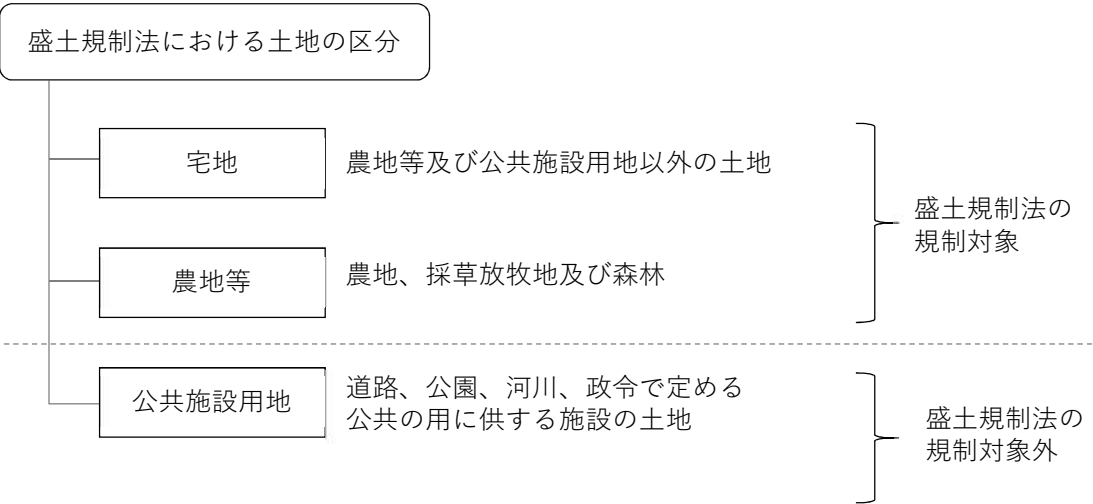


図 1-1 盛土規制法における土地の区分

防衛施設
⇒自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域(防衛施設周辺整備法第2条第2項)

補足:公共施設用地のうち道路とは、道路法や建築基準法に規定される道路、森林法の規定に基づく林道をいいます。

補足:公共施設用地のうち公園とは、①都市公園法による公園、②国又は地方公共団体が管理する公園、③自然公園法第10条第1項及び第2項並びに第16条第1項及び第2項に基づき公園事業として国又は地方公共団体が執行する施設をいいます。

1.2.2 土地の形質変更

【法律】 (定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 略 二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令で定めるものをいう。 三 特定盛土等 宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれ大きいものとして政令で定めるものをいう。 【政令】 (宅地造成及び特定盛土等) 第三条 法第二条第二号及び第三号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。） 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが二メートルを超えるもの 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの
--

解説

盛土規制法における「土地の形質変更」の定義は、図 1-2 及び図 1-3 に示すとおりです。

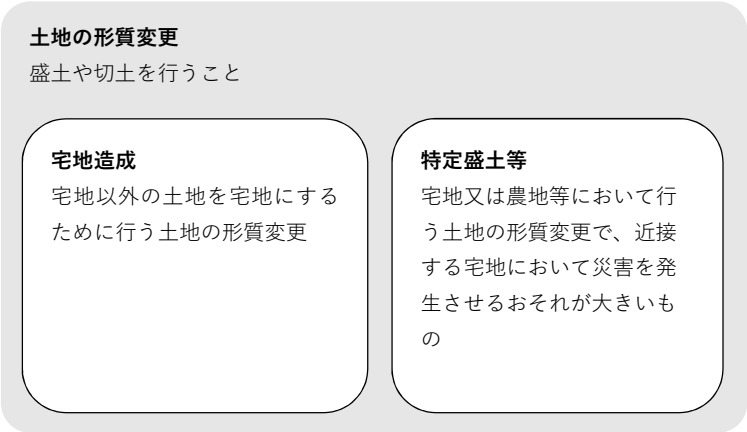


図 1-2 土地の形質変更の定義

補足:本手引において、「宅地造成」と「特定盛土等」を合わせて「土地の形質変更」と記載します。また、「土地の形質変更に関する工事」と「土石の堆積に関する工事」を合わせて単に「工事」と記載します。

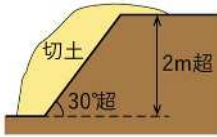
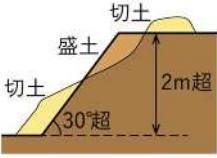
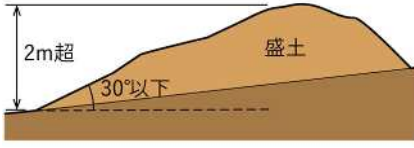
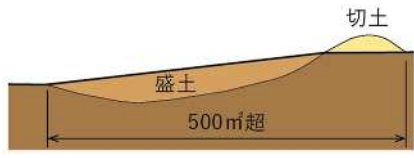
① 盛土で高さが 1m 超の崖を生ずるもの	
② 切土で高さが 2m 超の崖を生ずるもの	
③ 盛土と切土を同時に行い、高さが 2m 超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
④ 盛土で高さが 2m 超となるもの (①、③を除く)	
⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が 500m² 超となるもの (①～④を除く)	

図 1-3 土地の形質変更（盛土・切土）の定義

[盛土と埋戻し]

- ・ 盛土とは、周辺の地盤高よりも高く土を盛り上げる行為とする。
- ・ 埋戻しとは、周辺の地盤高まで土を充填する行為とする。

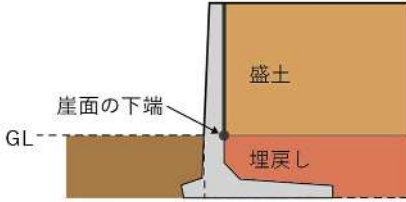
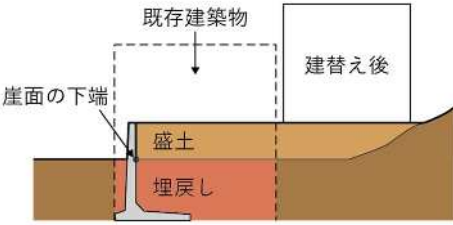
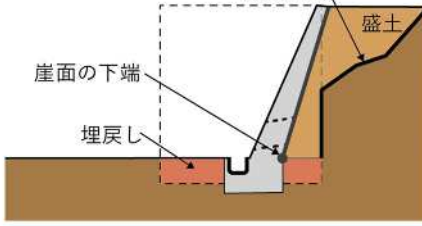
RC擁壁の設置	
建築物の建替え	
建築物の除却	

図 1-4 盛土と埋戻し

補足：土地の形質変更の判断は、埋戻し部分を除く、盛土部分で行います。

1.2.3 崖

【政令】

(定義等)

第一条 この政令において、「崖」とは地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいい、「崖面」とはその地表面をいう。

2 崖面の水平面に対する角度を崖の勾配とする。

3 小段その他の崖以外の土地によつて上下に分離された崖がある場合において、下層の崖面の下端を含み、かつ、水平面に対し三十度の角度をなす面の上方に上層の崖面の下端があるときは、その上下の崖は一体のものとみなす。

4 擁壁の前面の上端と下端（擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。）とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

解説

「崖」とは、地表面が水平面に対し 30° を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。

なお、崖の途中に小段等の水平面があり、崖が分離されている場合であっても、一体の崖とみなすことがあります。

[分離された崖の考え方]

① 一体の崖とみなすケース

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が上方にある場合、一体の崖とみなす。

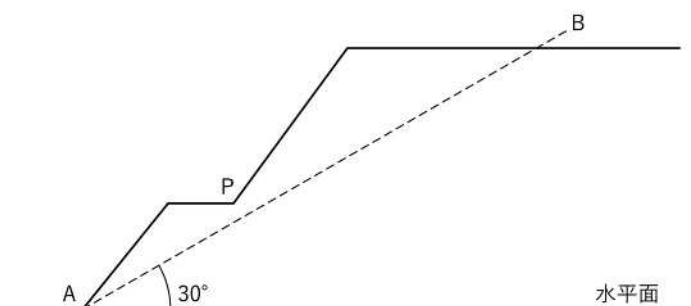


図 1-5 一体の崖とみなすケース

② 別の崖とみなすケース

下層の崖面の下端からの 30° を示す線分 AB よりも上層の崖面の下端 P が下方にある場合、別の崖とみなす。

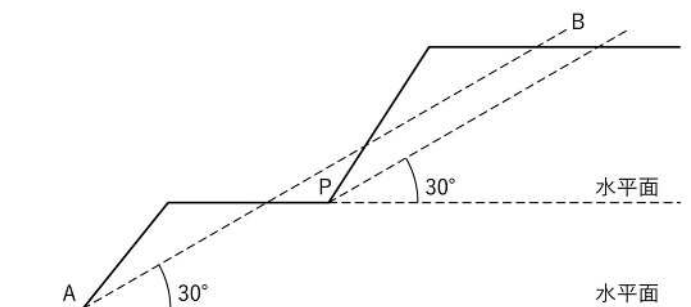


図 1-6 別の崖とみなすケース

1.2.4 土石の堆積

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

【政令】

(土石の堆積)

第四条 法第二条第四号の政令で定める土石の堆積は、次に掲げるものとする。

一 高さが二メートルを超える土石の堆積

二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

解説

盛土規制法における「土石の堆積」の定義は、図 1-7 に示すとおりです。



図 1-7 土石の堆積の定義

「土石」とは、土砂又は岩石のことをいいます。盛土規制法においては、植物遺骸由来の有機物や改良材を含む土砂、土石と同様の性状にした建設副産物も土石として取り扱います。

土石の堆積は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限ります。残土の埋立てなど、除却を前提としない堆積については、土地の形質変更として取り扱います。

補足：一定期間とは、許可日から5年以内です。

1.2.5 工事主・工事施行者

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 略

七 工事主 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

八 工事施行者 宅地造成、特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。

解説

盛土規制法における「工事主」とは、工事の請負契約の注文者又は自ら工事をするものをいいます。

また、盛土規制法における「工事施行者」とは、工事の請負契約の請負人又は自ら工事をする者をいいます。

1.3 宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域

【法律】

(宅地造成等工事規制区域)

第十条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下この章及び次章において「宅地造成等」という。）に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域（これらの区域に隣接し、又は近接する土地の区域を含む。第五項及び第二十六条第一項において「市街地等区域」という。）であつて、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成等工事規制区域として指定することができる。

(特定盛土等規制区域)

第二十六条 都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえ、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、土地の傾斜度、溪流の位置その他の自然的条件及び周辺地域における土地利用の状況その他の社会的条件からみて、当該区域内の土地において特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により市街地等区域その他の区域の居住者その他の者（第五項及び第四十五条第一項において「居住者等」という。）の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を、特定盛土等規制区域として指定することができる。

解説

「宅地造成等工事規制区域」とは、宅地造成等に伴う災害から人命を守るために都道府県知事等が指定する区域です。区域内で新たに行われる工事の規制や、既存の盛土等に対する勧告・改善命令等を行います。

「特定盛土等規制区域」とは、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害から人命を守るために都道府県知事等が指定する区域です。区域内で新たに行われる工事に関する規制や、既存の盛土等に対する勧告・改善命令等を行います。

補足：都における規制区域の指定は、八王子市を除く全域を東京都知事、八王子市を八王子市長が行います。

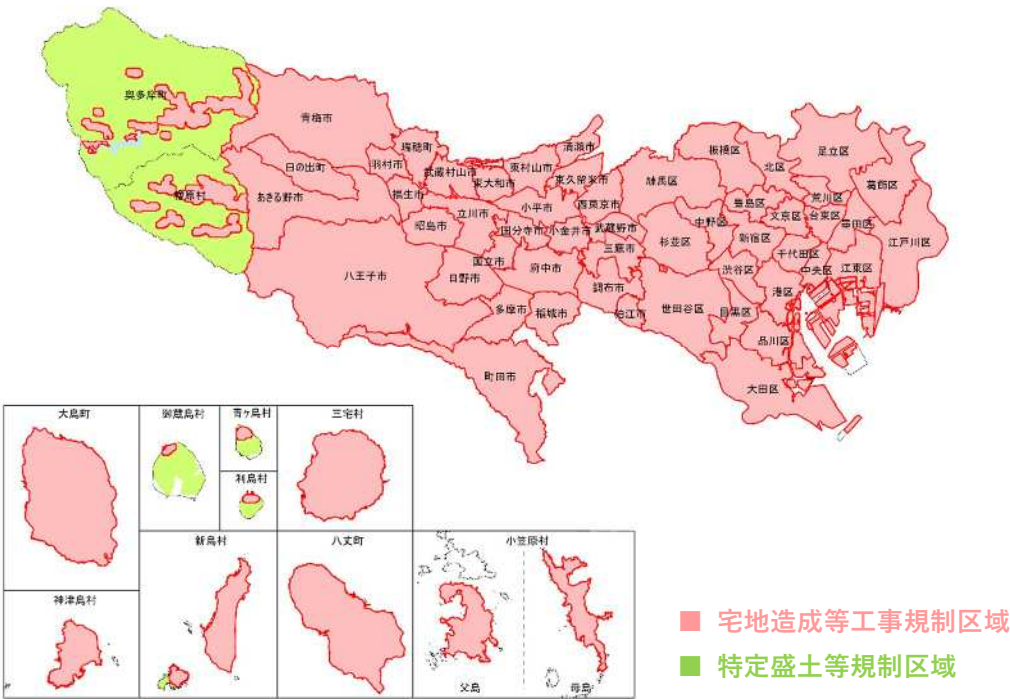


図 1-8 都における規制区域の指定状況

第2章 工事の許可等

2.1 手続の要否の判定

図 1-9 を参照し、申請の要否を確認してください。

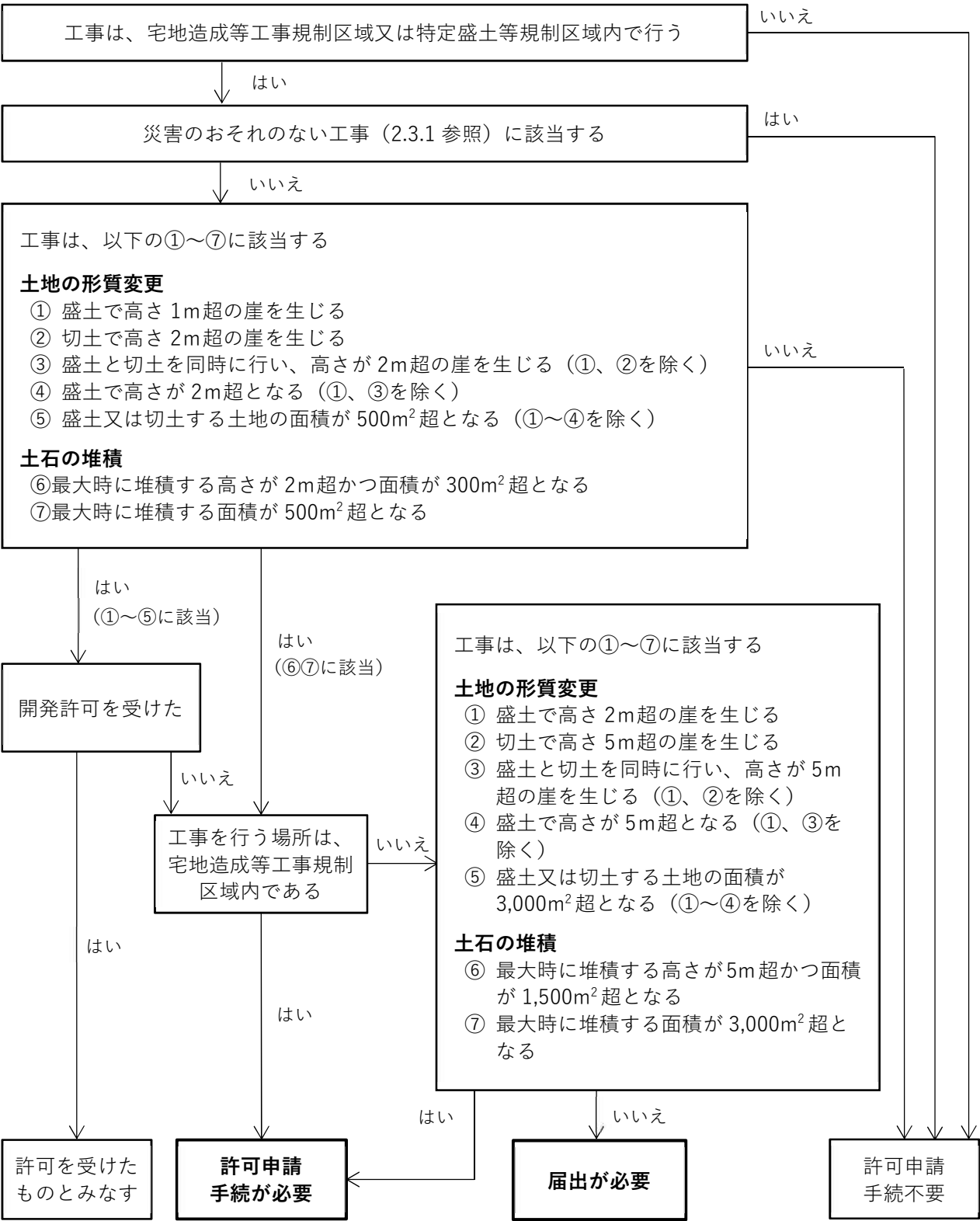


図 1-9 盛土規制法に基づく許可の要否判定フロー

2.2 許可を要する工事

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

【政令】

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 1 略

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

解説

宅地造成等工事規制区域内において行われる工事は、工事に伴う災害を防止する観点から、その工事に着手する前に、許可を受ける必要があります。

許可を要する工事は、図 1-13 に示すとおりです。

なお、既存の崖に盛土又は切土を行う場合には、図 1-10 及び図 1-11 に示すとおり、盛土又は切土を行うことにより発生した崖の高さにより、許可対象となるか否かを判断します。

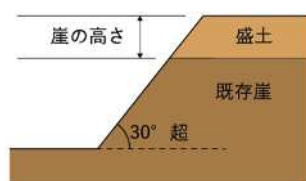


図 1-10 崖の高さ（盛土）

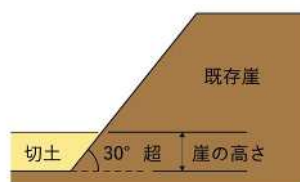


図 1-11 崖の高さ（切土）

また、分離された崖が一体の崖である場合には、図 1-12 に示すとおり、一体の崖としての高さで許可対象となるか否かを判断します。

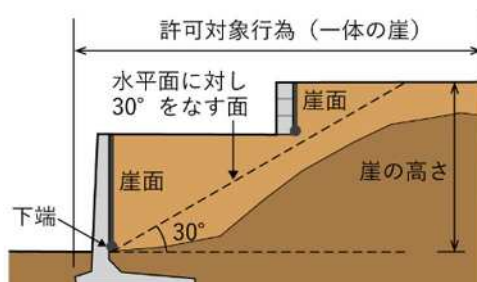


図 1-12 崖の高さ（一体の崖）

宅地造成等工事 規制区域		イメージ図
土地の形質変更 (盛土・切土)	① 盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	
	② 切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	
	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの (①、②を除く)	
	④ 盛土で高さが2m超となるもの (①、③を除く)	
	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が500m ² 超となるもの (①～④を除く)	
一時的な土石の堆積	① 最大時に堆積する高さが2m超となる土石の堆積	
	② 最大時に堆積する面積が500m ² 超となる土石の堆積	

図 1-13 許可が必要となる工事の規模

補足：高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない場合は、災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため、許可は不要です。

補足：土石の堆積を行う土地の面積が300m²を超えない場合は、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事であるため、許可は不要です。

2.3 許可又は届出が不要となる工事

2.3.1 災害の発生のおそれがないものと認められる工事

【政令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等)

第五条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第十三条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第三十六条、第三十七条、第三十九条第一項若しくは第四十八条第一項若しくは第二項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第六十三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項（同法第八十七条において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十三条の二第一項若しくは第二項の規定による認可を受けた者（同法第六十三条の三の規定により同法第六十三条の二第一項又は第二項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
- 三 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第三十三条の十三若しくは第三十三条の十七の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 四 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第二十三条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
- 五 前各号に掲げる工事と同等以上に宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事として主務省令で定めるもの

【省令】

(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第八条 令第五条第一項第五号の主務省令で定める工事は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業、同法第十五条第二項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
- 二 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三条若しくは第十条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第十二条第一項の許可を受け、若しくは同条第二項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第二十七条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 三 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二十一条第一項若しくは第四項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第二十三条第一項若しくは第三項（同法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
- 四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項若しくは第十四条第六項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 五 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十六条第一項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第二十二条第一項若しくは第二十三条第一項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
- 六 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十五条若しくは第十九条の規定による廃棄物の保管若しくは処分、第十七条第二項（同法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による廃棄物の保管、同法第三十条第一項若しくは第三十八条第一項の規定による除去土壌の保管若しくは処分又は同法第三十一条第一項若しくは第三十九条第一項の規定による除去土壌等の保管に係る工事
- 七 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 八 国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- イ 地方住宅供給公社
- ロ 土地開発公社
- ハ 日本下水道事業団
- ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ホ 独立行政法人水資源機構
- ヘ 独立行政法人都市再生機構
- 九 宅地造成又は特定盛土等（令第三条第五号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが二メートル以下であつて、盛

土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えない盛土又は切土をするもの

十 次に掲げる土石の堆積に関する工事

イ 令第四条第一号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が三百平方メートルを超えないもの

ロ 令第四条第二号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が三十センチメートル（都道府県が規則で別に定める場合にあつては、その値）を超えないもの

ハ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

解説

許可又は届出の対象となる規模の工事であっても、以下の工事については災害のおそれがないと認められるため、盛土規制法の規制対象とはなりません。許可又は届出は不要です。

[他の法令等により確認が行われるもの]

以下の法令等に基づく事業をいう。

- ・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置に係る工事等）
- ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事等）
- ・ 採石法に基づく岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事等）
- ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水施設の新設等）、土地改良事業に準ずる事業
- ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等
- ・ 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物若しくは除去土壌の保管又は処分

補足：土地改良事業に準ずる事業の場合には、土地改良事業計画基準等の技術基準に基づき、適切に設計及び施工が行われることが必要です。

[森林施業に必要な作業路網の整備工事]

以下の森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事をいう。

- ・ 森林作業道
- ・ 土場

[応急措置工事]

以下のものが非常災害のために必要な応急措置として行う工事をいう。

- ・ 国、地方公共団体
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 土地開発公社
- ・ 日本下水道事業団
- ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- ・ 独立行政法人水資源機構
- ・ 独立行政法人都市再生機構

[一定規模以下の工事]

図 1-14 に示すものをいう。

補足：森林施業に必要な作業路網の整備工事は、工事を行う土地の市町村森林整備計画に作業路網等の施設整備に関する事項が記載され、国が示す森林作業道作設指針や主伐時における伐採・搬出指針に即して整備されるものが対象となります。

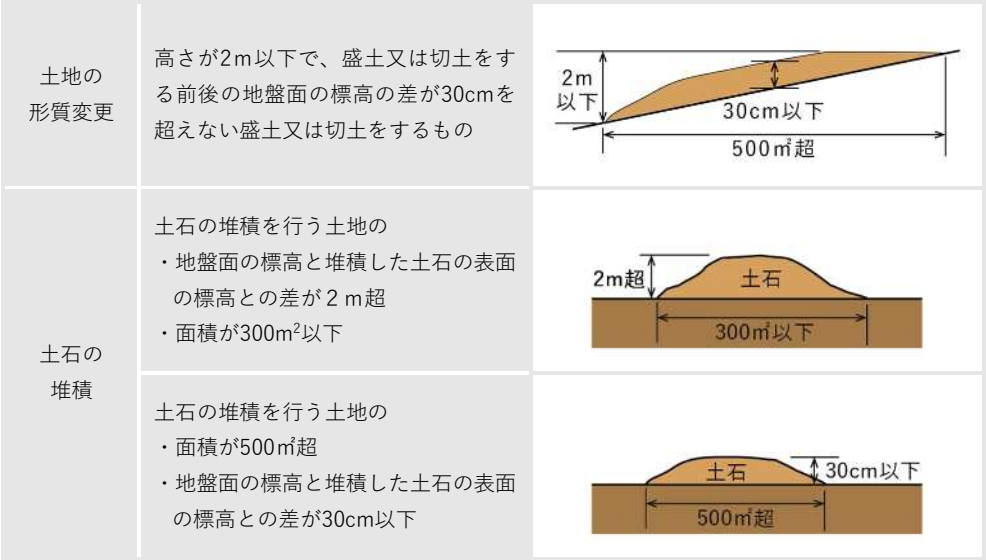


図 1-14 許可・届出不要の工事

[工事の施行に付随して行う土石の堆積]

以下に示すとおり、工事に使用する土石の堆積や工事で発生した土石の仮置きをいう。

① 土石の性質（いずれにも該当）

- ・ 工事に使用する土石や当該工事から発生した土石であること
- ・ 当該土石は、本体工事の主任技術者等が当該工事の管理と併せて一体的に管理するものであること

② 堆積する場所（いずれかに該当）

- ・ 工事が行われている土地
- ・ 工事が行われている土地の隣地等
- ・ 工事施工計画書等に工事現場として位置づけられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む)

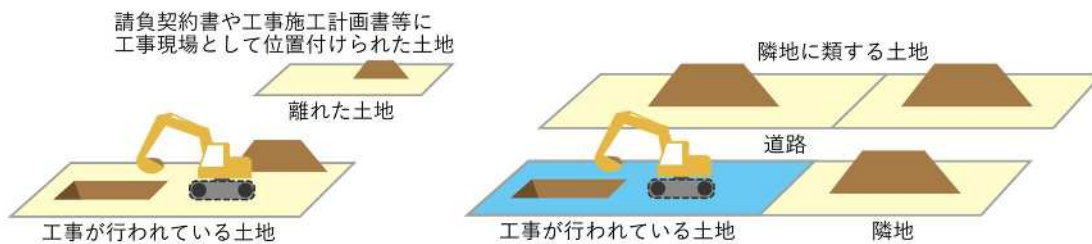


図 1-15 土石を堆積する場所

③ 堆積期間

- ・ 原則として本体工事の着工から完了までの期間

行政指導指針

- ・ 工事に付随する土石の堆積であり、許可不要となる条件に合致していることが客観的に確認できるよう、堆積期間、管理体制、土石の搬出予定先などを記した看板を現場に掲示することが望ましい。

補足：工事現場やその付近で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を一時的に仮置きするものについては、工事と一体的に安全管理がされることから、盛土規制法の許可対象外とします。

補足：隣地等とは、工事現場の隣地のほか、道路を挟んだ向かいの土地等を指します。

補足：例外として、やむを得ず、本体工事完了後も土石の堆積を継続する必要がある場合には、堆積を継続することができます。この場合には、施主又は主任技術者等が当該土石を安全に管理することが必要です。

2.3.2 その他の許可不要の工事

次の場合については、土地の形質変更と取り扱わない（盛土規制法の規制対象外）ことから許可不要です。

[建物の一部が擁壁を兼ねる場合]



図 1-16 建物の一部が擁壁を兼ねる場合

[建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し]

埋戻しの範囲は埋め戻す周囲の地盤高さまでとし、これを超えるものは盛土として取り扱う。

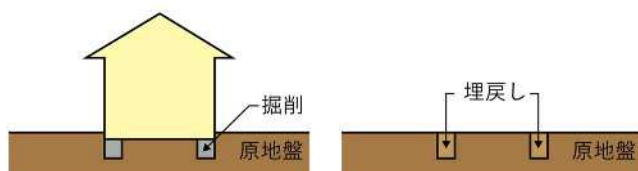


図 1-17 建築物の建築・解体に伴う掘削・埋戻し

補足:建築物の解体に伴う埋戻しにより、許可対象規模を超える新たな崖面が発生する場合、許可が必要となります。

[土地の形質を維持する行為]

次の行為は土地の形質を維持する行為とみなす。

- ・ グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等
- ・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（表 1-1 参照）

表 1-1 土地の形質を維持する行為

区分	主な行為	補足説明等
土地の形質の維持に該当する行為（通常の営農行為） ↓盛土規制法の規制対象外	耕起、代かき、整地、畝立て 土壌改良材（たい肥等）の投入※1 表土の補充※2・※3 けい畔の新設・補修・除去 農業用暗渠排水の新設・改修 樹園地における樹木の改植 耕作道の維持管理 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生（抜根、整地等）	※1：土砂を含まない土壌改良材は土石の扱いとしない。 ※2：作物生産のために耕起、施肥等が行われる土層である表土が（ア）降雨によって流出した場合や（イ）特定の作物栽培上で表土の厚さが不足する場合に行う補充を想定している。 表土の補充のイメージ (ア)の場合 (イ)の場合 ①表土の補充前の地盤面（——） ②表土の補充後の地盤面（——） ③表土の補充後で畝立て後の地盤面（-----） ※3：表土を補充する前後の土地の地盤面の標高差が省令第8条第10号ロを踏まえて都道府県等が定める値を超えないもの。
土地の形質の変更に該当する行為 ↓盛土規制法の規制対象となりうる行為	ほ場の大区画化・均平・勾配修正 盛土を伴う田畑転換 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備 農業用施設用地の整備 農道の整備	ほ場の大区画化のイメージ 切土 盛土 盛土を伴う田畑転換のイメージ 道 畑 盛土 (田)

参考：盛土等防災マニュアルの解説（盛土等防災研究会編集、初版）

2.3.3 規制対象とならない土石の堆積

以下の土石の堆積は、盛土規制法の規制対象外として取り扱うため、許可不要です。

- ・ 試験、検査等のための試料の堆積
- ・ 屋根及び壁で囲まれた空間その他の閉鎖された場所における土石の堆積
- ・ 岩石のみを堆積する土石の堆積であって勾配が 30° 以下のもの
- ・ 主として土石に該当しない商品又は製品を製造する工場等の敷地内において堆積された、商品又は製品の原材料となる土石の堆積

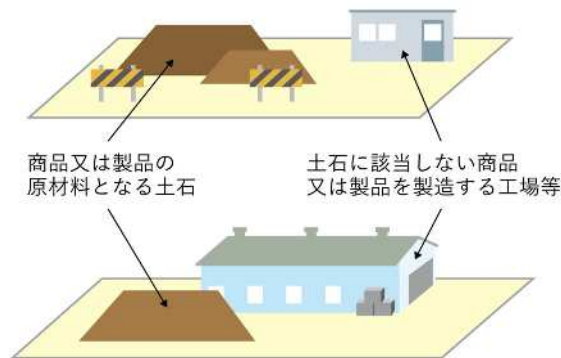


図 1-18 規制対象とならない土石の堆積

参考:宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について(技術的助言)(令和5年5月26日国官参宅第12号)

補足:主たる商品又は製品が土石に該当する土質改良プラント等の工場等については、敷地内において商品又は製品の原材料となる土石を堆積する場合や、商品又は製品である土石を堆積する場合のいずれについても、盛土規制法の規制対象となります。

2.4 許可対象行為の考え方（土地の形質変更）

2.4.1 盛土等を行う土地の面積が 500m² を超える場合

[面積の考え方]

- ・ 高さに関係なく、盛土又は切土をする土地の面積が 500m² を超え、かつ、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差が 30cm を一部でも超える場合、許可対象行為とする。

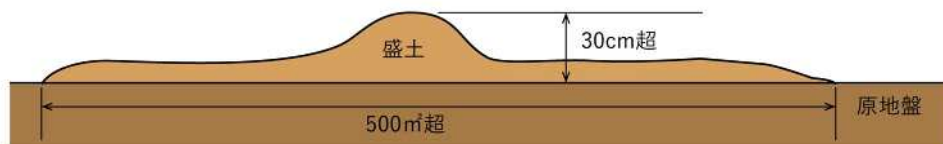


図 1-19 盛土又は切土する土地の面積が 500m² 超で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 30cm 超となる場合イメージ

[原地盤面の考え方]

- ・ 凹凸が続いている地盤面の高さを変更する場合、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の考え方は、図 1-20 に示すとおり。

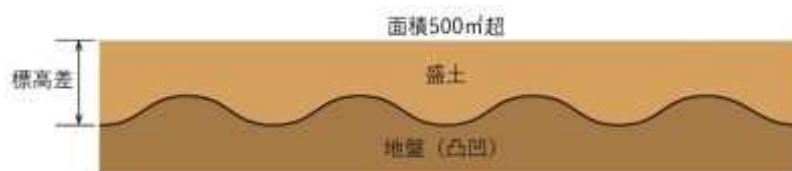


図 1-20 標高差の考え方

[建築に伴う掘削を同時に行う場合の考え方]

- ・ 図 1-21 に示すとおり、盛土又は切土をする土地の面積に建築物の建築に伴う掘削部分の面積は含まない。

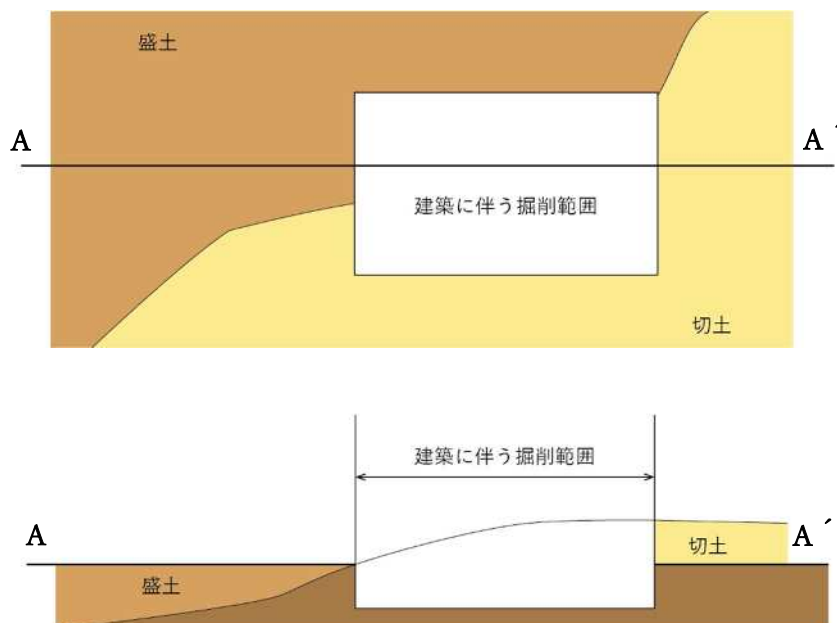


図 1-21 建築に伴う掘削範囲

2.4.2 造成がない土地を間に挟む場合

[許可対象規模を超える造成が単一の場合]

造成がない土地に隣接して行われる複数の造成について、同一工事主によって同時期に行われ、かつ、造成がない土地と同一の地盤を形成する計画である場合、図 1-22 のとおり、許可対象規模を超える部分のみを許可対象行為とする。

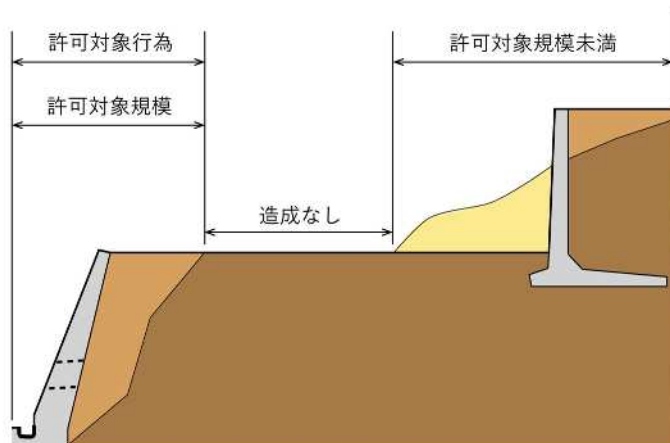


図 1-22 造成がない土地を間に挟む場合の許可対象行為①

[許可対象規模を超える造成が複数ある場合]

許可対象規模を超える造成それぞれが許可対象行為となる。

行政指導指針

・造成がない土地を挟んで行われる複数の許可対象行為については、同一工事主によって同時期に行う場合、図 1-23 のとおり一体での許可申請とすることが望ましい。

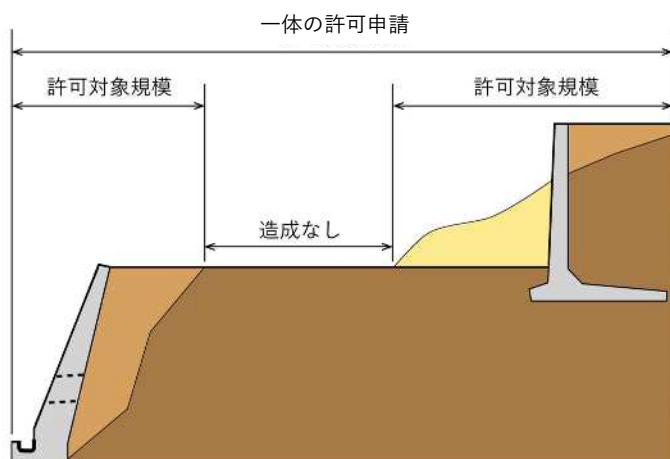


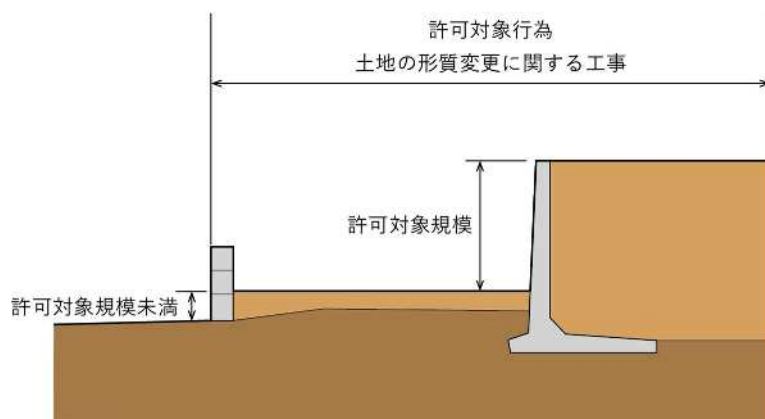
図 1-23 造成がない土地を間に挟む場合の許可対象行為②

土地の形質変更
⇒概要編 用語の定義

土石の堆積
⇒概要編 用語の定義

2.4.3 許可対象規模未満の造成を含む場合

許可対象規模の造成（土地の形質変更）と一体性がある許可対象規模未満の造成（土地の形質変更に関する工事）は、許可対象行為となります。



補足：この場合、許可対象規模未満の造成工事であっても、土地の形質変更に関する工事に該当するものとして技術的基準に適合する必要があります。

補足：一体性がある造成とは、許可対象規模の造成に隣接し、かつ、同時に行われる造成です。

図 1-24 許可対象規模未満の造成を含む場合

2.4.4 道路後退に伴う造成

道路後退に伴う造成により、民地に許可対象規模以上の崖面が生じる場合、当該造成は許可対象です。

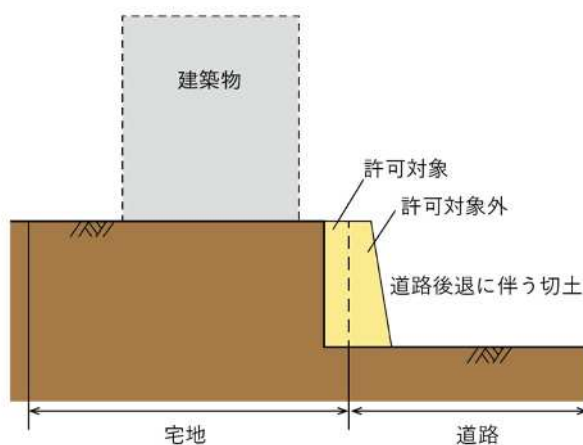


図 1-25 道路後退に伴う造成

2.5 許可対象行為の考え方（土石の堆積）

2.5.1 原地盤面の考え方

- ・ 堆積する地盤の一部に凹凸がある場合、「土石の堆積を行う土地」の外側に設ける「空地」の両端（A-B）をつなぐ直線を仮想の地盤面とし、当該地盤面から堆積の高さを測ります。

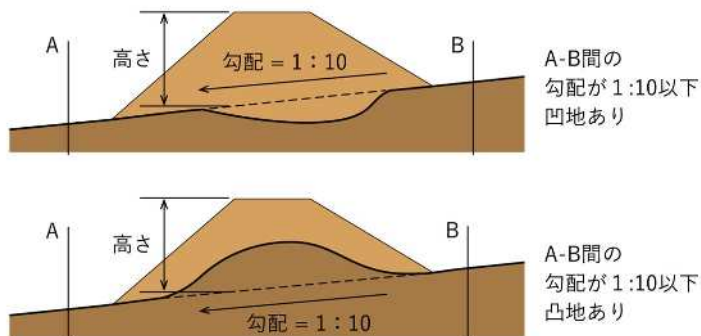


図 1-26 堆積地盤の一部に凹凸がある場合の堆積高さの考え方

2.5.2 繰返し行われる堆積行為の一体性

以下のすべての事項に該当する場合は、許可対象行為とします。

- ・ 許可対象規模未満の堆積行為が繰り返され、これらの堆積が機能的に一体と認められる場合
- ・ 従前の堆積も含めた堆積行為が、許可対象規模を超える場合

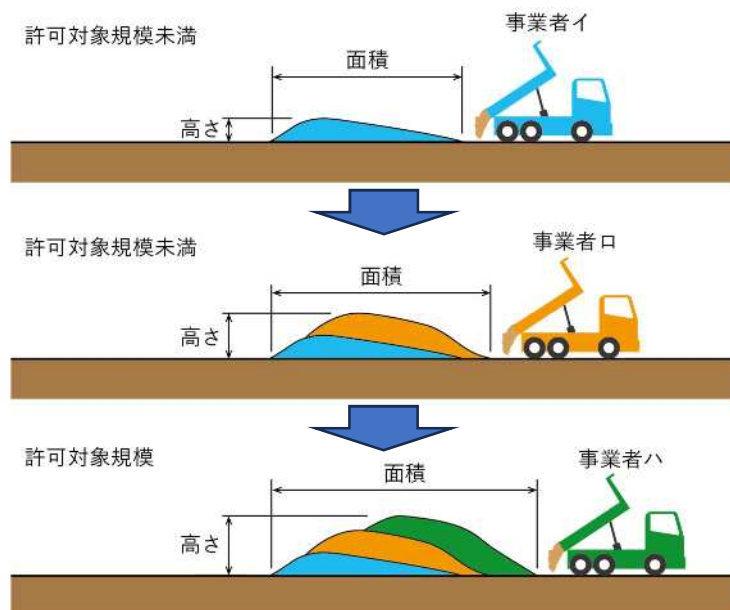


図 1-27 繰返し行われる土石の堆積の一体性

補足：土石を堆積する土地の勾配が 1:10 を超える場合は、土地の勾配（空地を含む）を 1:10 以下にする造成又は構台等を設置する措置が必要となります。

構台等
⇒設計編 堆積した土石の崩壊やそれに伴う流出を防止する措置

補足：凹凸が連続している地盤に土石を堆積する場合も同様の取扱いとなります。

補足：機能的に一体とは、事業的、計画的に行われる等、同じ目的をもって複数の堆積が行われ、相互に関連している場合を指します。

2.6 国又は都道府県の特例

【法律】

(許可の特例)

第十五条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市が宅地造成等工事規制区域内において行う宅地造成等に関する工事については、これらの者と都道府県知事との協議が成立することをもって第十二条第一項の許可があつたものとみなす。

解説

国、都又は中核市が行う工事については、許可権者との協議が成立することをもって許可があつたものとみなされます。これ以外の自治体が行う工事は、協議ではなく許可を受ける必要があります。

補足:一部の独立行政法人等は、個別の法令により国とみなされ、協議の対象となります。

ex.国立大学法人（国立大学法人法施行令第25条第1項第20号）等

2.7 みなし許可

【法律】

(許可の特例)

第十五条 1 略

2 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成又は特定盛土等について当該宅地造成等工事規制区域の指定後に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けたときは、当該宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、第十二条第一項の許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

第十六条 1～4 略

5 前条第二項の規定により第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る都市計画法第三十五条の二第一項の許可又は同条第三項の規定による届出は、当該工事に係る第一項の許可又は第二項の規定による届出とみなす。

解説

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。同様に、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても同様に、盛土規制法等によるものとみなされます。みなし許可となる工事は、盛土規制法に基づく以下の措置が必要となります。

[みなし許可となった場合の必要な措置]

- ・ 定期の報告
- ・ 中間検査の受検
- ・ 標識の掲示

補足:標識について、みなし許可となった場合、本来、開発許可に係るものと盛土規制法に基づく許可に係るものの両方の標識の掲示が必要となりますが、都では、盛土規制法に規定される標識に、不足する項目を追記することで、両方を兼ねることができるようにしています。

2.8 法に適合していることの証明書の交付

【省令】

(法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付)

第八十八条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六条の二第一項（同法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者又は畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第三条第一項の認定（同法第四条第一項の変更の認定を含む。）を受けようとする者は、その計画が法第十二条第一項、第十六条第一項、第三十条第一項又は第三十五条第一項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事に求めることができる。

解説

建築基準法では、建築確認に際し、盛土規制法等に適合することを確認する旨が規定されています。これを背景として、建築確認を求めるものに対し、各許可権者が証明書を発行する事務が定められています。建築主事に本適合証明書を提示することで、建築確認が円滑に進む可能性があります。

なお、本適合証明書は、法に適合する場合（政令や省令で許可不要と位置付けられている場合等）に交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず宅地造成等の定義から外れる場合には、交付の対象となりません。具体的な交付対象と必要な添付書類は表1-2のとおりです。

適合証明書交付申請書
⇒資料編

補足：完了検査後も法に適合しているということができ、適合証明書の発行対象となりますが、建築確認申請に当たっては検査済証の写しで足りることから、通常、発行は不要です。完了検査後、期間が経過している場合には、維持管理の状況次第で盛土規制法に適合しているかどうかの判断をしかねることから、証明書は発行していません。

表 1-2 適合証明書交付申請に要する添付書類

政令第5条関係		
	関係条項	添付書類
	一号（鉱山保安法関係） 二号（鉱業法関係） 三号（採石法関係） 四号（砂利採取法関係）	各号に定める工事に該当することを証する書類
省令第8条関係		
	関係条項	添付書類
	一号（土地改良法関係） 二号（火薬類取締法関係） 三号（家畜伝染病予防法関係） 四号（廃棄物処理法関係） 五号（土壌汚染対策法関係） 六号（放射性物質汚染対策特措法関係） 七号（森林作業道等を整備する工事）	各号に定める工事に該当することを証する書類
	九号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えないもの）	・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図 ・求積図
	十号 イ及びロ（土石の堆積を行う土地の面積が300m ² を超えないもの又は土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えないもの）	・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図
	十号 ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）	・主となる本体工事の施工範囲・工事期間が読み取れる工事施工計画書その他の書類 ・現況写真 ・位置図 ・地形図

2.9 関係法令

盛土規制法は、盛土等による災害防止を目的として規制を行うものですが、盛土等の行為は、災害以外にも様々な影響を及ぼす可能性があります。

自然環境の保全や、良好なまちづくり等の観点から、盛土規制法以外の法令において、盛土等の行為について許可を要する場合があります。

表 1-3 に関係する法令を例示しますが、記載されているものに限らず、他法令を含めた違反がないよう、入念に確認をしてください。

表 1-3 関係法令

法令	対象区域	所管局
都市計画法	都市計画区域	都市整備局
自然公園法	国立・国定自然公園内	環境局
東京都自然公園条例	都立自然公園	
東京における自然の保護と回復に関する条例	自然地を含む一定規模の規則で定める土地・保全地域（都内の貴重な自然地について知事が指定する地域）内	
森林法	地域森林計画対象の民有林	
	保安林等	産業労働局
採石法	岩石採取場	
砂利採取法	砂利採取場	
農地法	市街化区域以外の農地	
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内	
砂防法	砂防指定地内	建設局
地すべり等防止法	地すべり防止区域内	
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域	

第3章 土地の保全

3.1 土地の保全

【法律】 (土地の保全等) 第二十二條 宅地造成等工事規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、宅地造成等（宅地造成等工事規制区域の指定前に行われたものを含む。次項及び次条第一項において同じ。）に伴う災害が生じないように、その土地を常時安全な状態に維持するように努めなければならない。 2 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地について、宅地造成等に伴う災害の防止のため必要があると認める場合においては、その土地の所有者、管理者、占有者、工事主又は工事施行者に対し、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告することができる。 (改善命令) 第二十三條 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。 2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によつて同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。 3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

解説

本条は、土地の形質変更に関する工事を行った土地の保全に関する規定です。

盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内の土地の所有者、管理者又は占有者は、土地を常時安全な状態に維持するよう努めなければなりません。必要な措置が取られていない場合には、許可権者が土地所有者等に対し勧告又は改善命令を行うことがあります。

補足：規制区域の指定前に工事が行われた土地についても、保全の努力義務の対象です。

3.1.1 維持管理の主体

盛土等の管理は、土地所有者が行ってください。

土地所有者が複数に分かれる場合は、各所有者が自らの土地を維持管理するとともに、互いに連携しながら盛土等全体を維持管理することが重要です。

参考：盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説（国土交通省・農林水産省・林野庁、令和5年5月）

3.1.2 維持管理の方法

盛土等の維持管理として、日常的に点検や清掃を実施し、必要に応じて補修等を行ってください。維持管理の具体的な内容については表 1-4 を参照してください。

表 1-4 日常的な維持管理の内容と実施頻度

目的	対象箇所	日常的な維持管理の内容	実施頻度	点検実施のタイミング	
				大地震後	豪雨前後
災害発生 の兆候の把握	盛土上面、盛土（切土）のり面、擁壁	・盛土上面や盛土（切土）のり面、擁壁の亀裂、陥没、隆起、傾倒、ズレ、ハラミ、凹凸等の発現、進展を確認 ・のり面地山からの湧水		○	○
	排水施設（地表水、地下水）	・盛土下の暗渠排水施設からの地下水、のり面・擁壁の排水管からの排水について、有無や量の変化を確認 ・暗渠呑口や排出口が目詰まりしていないか			○
	その他	・ボーリング孔に自記水位計や手計式水位計を設置し、盛土内の地下水位の変化（水位上昇の有無）を確認※1			○※2
災害防止措置の機能維持	抑止工（地山補強土工、グラウンドアンカー工、抑止杭工）	・グラウンドアンカー工や地山補強土工頭部が飛び出し、落下等していないか確認 ・抑止杭工の周辺地盤や構造物に変状が見られるか確認 ・アンカー工に変状がある場合リフトオフ試験を、杭工、矢板工に変状がある場合変位観測を実施※1	年2回程度	○	
	のり面保護工（モルタル吹付工、コンクリート枠工等）、擁壁工	・擁壁やのり面工にひび割れや剥離等の劣化等が見られるか確認 ・コンクリートの劣化、剥離、破損や鉄筋の腐食が確認された場合は、必要に応じて補修		○	
	崖面崩壊防止施設（大型かご枠工）、かご工（ふとんかご工）	・大型かご枠工、ふとんかご工の変形や破損の有無を確認※3 ・鋼材や金網の腐食が進んだ場合は、部材の取り換えを検討		○	○
	植生工	・盛土のり面における裸地化、土砂流出の有無を確認 ・健全な植生の生育によるのり面の侵食防止等の観点から、豪雨時において植生の喪失や倒木の有無、日常において地表面の植生の過度な被圧や生育不良の有無を確認 ・立地条件や必要性に応じた補植や密度調整（伐採）の実施		○	○
	排水施設（地表水、地下水）	・盛土上面やのり面の排水施設で枯葉等による目詰まりが生じていないか確認し、必要に応じて枯葉除去、清掃を実施 ・暗渠上流呑口や下流吐口が枯葉等で閉塞していないか確認、除去作業の実施 ・地下水排除工（暗渠工）の目詰まり等を確認するため、管内カメラ調査を実施※1			○

※1 実施方法等は専門家に相談が必要。

※2 豊水期、渇水期を含む長期間の実施が望ましい。

※3 崖面崩壊防止施設が地盤の変形に追従して変形している場合のように、施設の機能が損なわれていない部分的な変形は、変状とは扱わない。

表 1-4 日常的な維持管理の内容と実施頻度[引用]盛土等防災マニュアルの解説(盛土等防災研究会編集、初版)一部加筆修正

2 手續編

第4章 許可申請の手続

4.1 手続の流れ

土地の形質変更に関する工事の手続の流れを図 2-1 に、土石の堆積に関する工事の手続の流れを図 2-2 に示しています。

許可申請を行う場合は、事前に窓口までご相談ください。

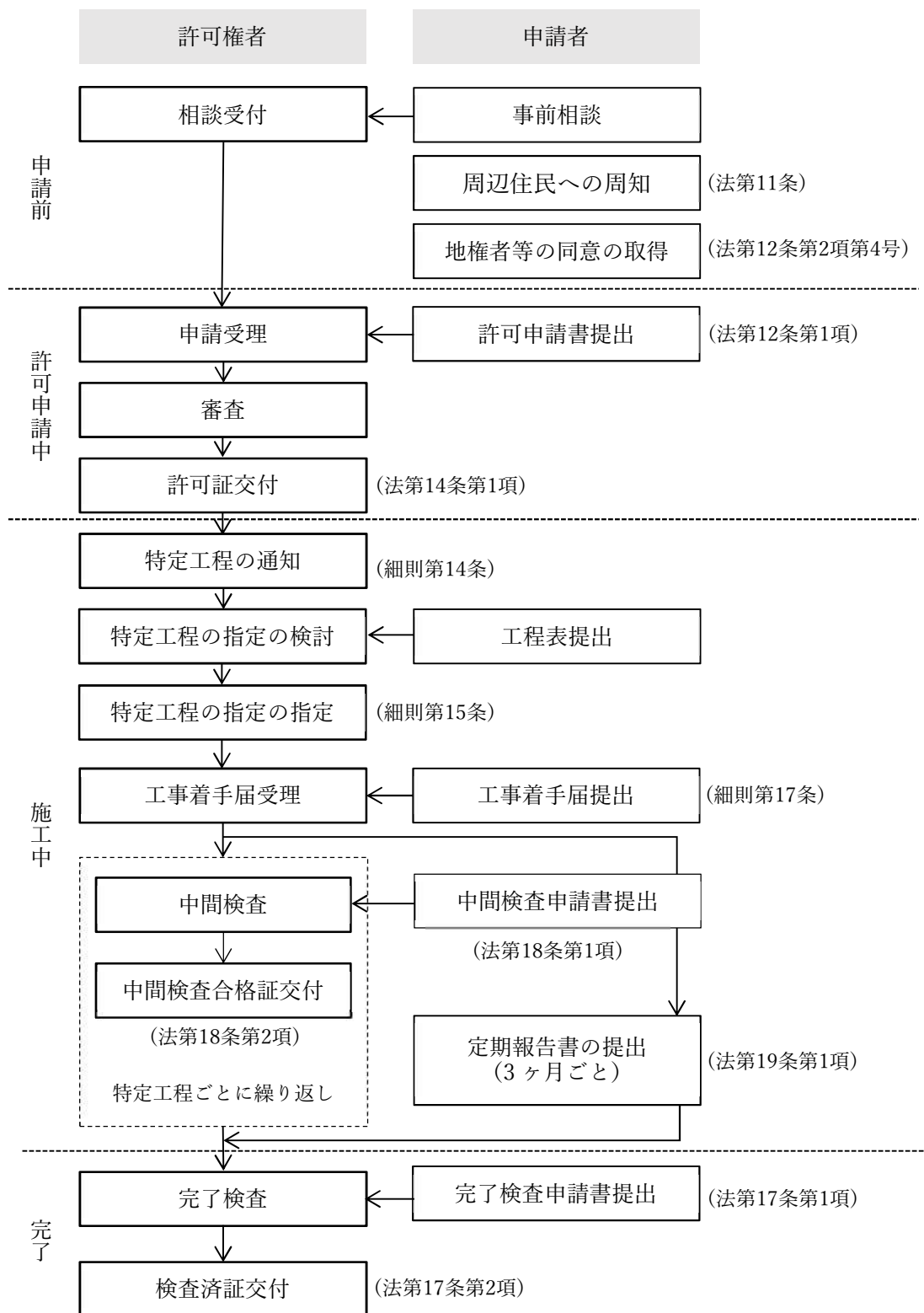


図 2-1 土地の形質変更に関する工事の手続の流れ

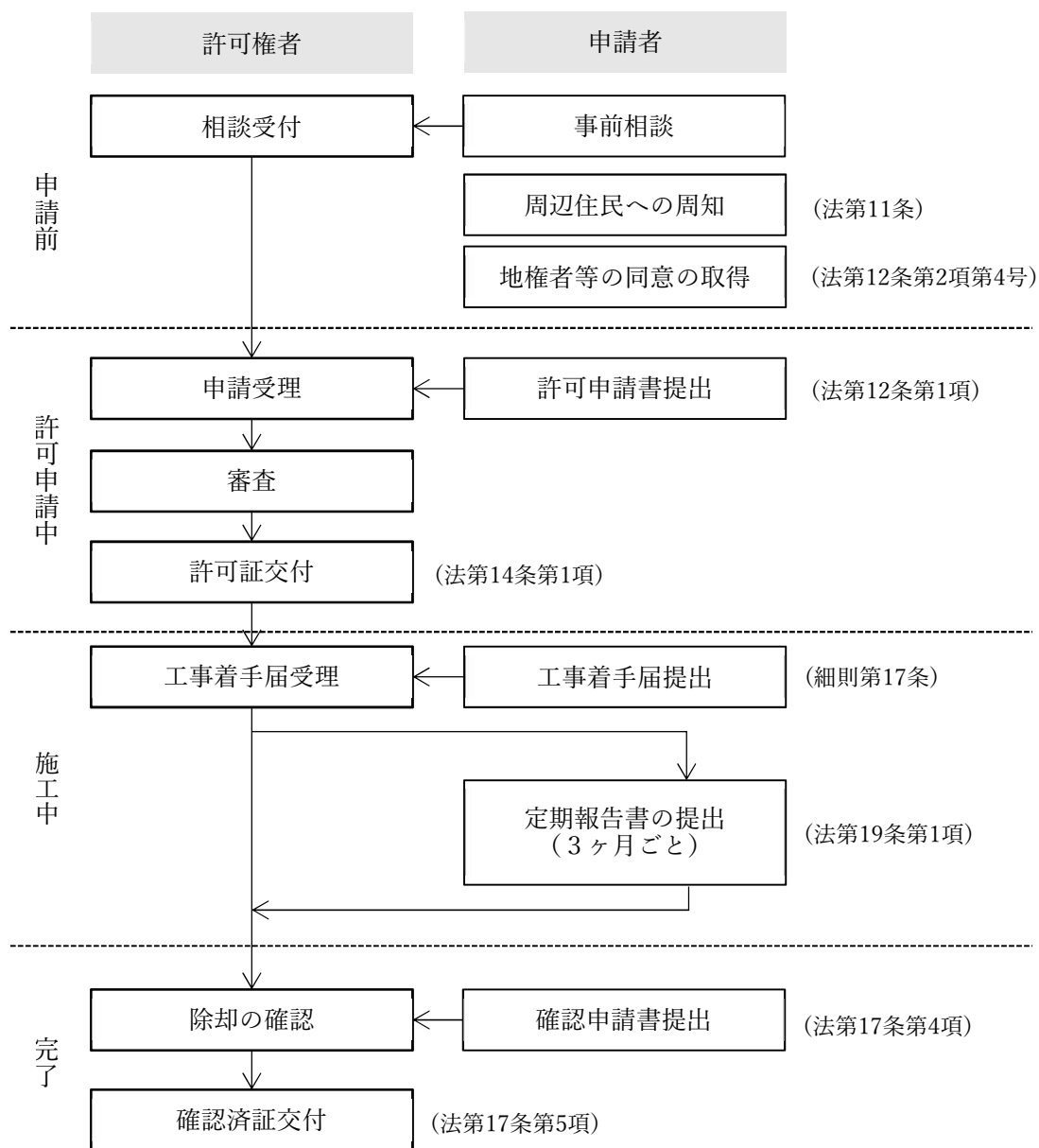


図 2-2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ

4.2 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

都では、「窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱」において、標準処理期間を次のように定めています。

表 2-1 標準処理期間

事務		標準処理期間(日)
土地の形質変更	工事の許可	30
	工事の変更の許可	30
	工事の完了検査	20
	工事の中間検査	8
土石の堆積	工事の許可	14
	工事の変更の許可	14
	除却の確認	20
法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項 又は第35条第1項の規定に適合していることを 証する書面の交付		5
盛土規制法調書の写しの交付		1

4.3 許可申請に必要な書類等

許可申請は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。紙による申請の場合は、正本1部、副本2部の計3部を提出してください。

申請書の提出先は工事等を行う場所により異なります。

なお、申請書及び添付書類等に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係自治体、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

4.3.1 土地の形質変更に関する工事の必要書類等

土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類等は、表 2-2、表 2-3、表 2-4 及び表 2-5 に示すとおりです。

官公庁等が発行する書類、土地所有者等の同意書及び実務経験証明書については、取得から3か月以内のものを提出してください。

表 2-2 土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類①

綴じ順	書類名		
	根拠規定	内容	備考
1	許可申請書		
	省令第7条第1項	☐ 許可申請書	
2	構造計算書		
	省令第7条第1項第2号	☐ 擁壁の設計書 ☐ 基礎補強の計算書	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合
3	安定計算書		
	省令第7条第1項第3号、4号、12号	☐ 土質試験等に基づく地盤の安定計算書	①長大法（盛土高 10m 超） ②崖面を擁壁で覆わない場合
		☐ 土質試験等に基づく盛土全体の安定計算書	①谷埋め型大規模盛土造成地 ②腹付け型大規模盛土造成地 ③長大法（盛土高 10m 超）
4	設計者の資格を証する書類		
	省令第7条第1項第5号	☐ 卒業証明書 ☐ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 実務経験証明書 ☐ 資格証明書（技術士又は一級建築士）	高さが 5m を超える擁壁の設置、盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m ² を超える土地における排水施設の設置を措置する場合に必要な 必要書類は設計者により異なるため、手引 5.6 を参照すること
5	現況写真		
	省令第7条第1項第6号	☐ 盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
6	申請者確認書類		
	省令第7条第1項第7号、8号	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る。）、在留カード、又は特別永住者証明書のいずれかとすること

表 2-3 土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な書類②

綴じ順	書類名		
	根拠規定	内容	備考
7	申請者の資力・信用確認書類		
	省令第7条第1項第9号、12号	☐ 資金計画書 ☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書	納税証明書については、申請者が個人の場合は前年度の所得税及び住民税、申請者が法人の場合は前年度の法人事業税及び法人都民税の証明書を添付すること
		申請者が個人の場合 ☐ 住民票の写し ☐ 納税証明書 ☐ 残高証明又は融資証明	
		申請者が法人の場合 ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 財務諸表 ☐ 事業経歴書 ☐ 納税証明書 ☐ 残高証明又は融資証明	
8	権利者全ての同意を得たことを証する書類		
	省令第7条第1項第10号	☐ 公図の写し ☐ 土地登記事項証明書 ☐ 権利者の同意を証する書類	権利者の同意を証する書類には、同意者の本人確認書類（具体例は申請者確認書類の欄を参照）を添付すること
9	周辺住民への周知を行ったことを証する書類		
	省令第7条第1項第11号	☐ 周知措置報告書	
10	排水能力を確認する書面		
	省令第7条第1項第12号	☐ 排水計算書 ☐ 排水端末の接続許可を証する書類	
11	施行者の能力を証する書類		
	省令第7条第1項第12号	☐ 法人の登記証明書（登記簿謄本） ☐ 事業経歴書 ☐ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 ☐ 工事を指導・監督する技術者の経歴書 ☐ 当該工事に係る契約書の写し	必要書類は工事施行者により異なるため、手引 5.4 を参照すること

表 2-4 土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な図面①

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
12	位置図	・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
13	地形図	・ 方位 ・ 土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
14	土地の平面図	・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 盛土又は切土をする土地の部分 ・ 崖 ・ 擁壁 ・ 崖面崩壊防止施設 ・ 排水施設 ・ 地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること 擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設は、申請書と照合できるように番号を付すること
15	土地の断面図	・ 盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること
16	排水施設の平面図	・ 排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配 ・ 水の流れの方向 ・ 吐口の位置 ・ 放流先の名称	1/500 以上	
17	崖の断面図	・ 崖の高さ及び勾配 ・ 土質（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ） ・ 盛土又は切土をする前の地盤面 ・ 崖面の保護の方法	1/50 以上	擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない
18	擁壁の断面図	・ 擁壁の寸法、勾配 ・ 擁壁の材料の種類及び寸法 ・ 裏込めコンクリートの寸法 ・ 透水層の位置及び寸法 ・ 擁壁を設置する前後の地盤面 ・ 基礎地盤の土質 ・ 基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	
19	擁壁の背面図	・ 擁壁の高さ ・ 水抜穴の位置、材料及び内径 ・ 透水層の位置及び寸法	1/50 以上	

表 2-5 土地の形質変更に関する工事の許可申請に必要な図面②

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
20	崖面崩壊防止施設の断面図	・ 崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・ 崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・ 崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・ 基礎地盤の土質 ・ 透水層の位置及び寸法	1/50 以上	
21	崖面崩壊防止施設の背面図	・ 崖面崩壊防止施設の寸法 ・ 水抜穴の位置、材料及び内径 ・ 透水層の位置及び寸法	1/50 以上	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること
22	求積図	・ 盛土又は切土をする土地の部分	指定なし	
23	擁壁展開図	・ 基礎の寸法 ・ 擁壁の位置及び寸法	指定なし	

4.3.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等

土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類等は、表 2-6、表 2-7 及び表 2-8 のとおりです。

表 2-6 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類①

綴じ順	書類名		
	根拠規定	内 容	備 考
1	許可申請書		
	省令第 7 条第 2 項	☐ 土石の堆積に関する工事の許可申請書	
2	土石の崩壊防止措置の設計書		
	省令第 7 条第 2 項第 2 号	☐ 構台等の設計書 ☐ 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 ☐ 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合
3	土砂流出防止措置の設計書		
	省令第 7 条第 2 項第 3 号	☐ 鋼矢板の設計書 ☐ 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 ☐ 土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合
4	現況写真		
	省令第 7 条第 2 項第 4 号	☐ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	
5	申請者確認書類		
	省令第 7 条第 2 項第 5 号、第 6 号	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る。）、在留カード、又は特別永住者証明書のいずれかとすること

表 2-7 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類②

綴じ順	書類名		
	根拠規定	内 容	備 考
6	申請者の資力・信用確認書類		
	省令第 7 条第 2 項第 7 号、 第 10 号	☐ 資金計画書 ☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書	納税証明書については、申請者が個人の場合は前年度の所得税及び住民税、申請者が法人の場合は前年度の法人事業税及び法人都民税の証明書を添付すること
		申請者が個人の場合 ☐ 住民票の写し ☐ 納税証明書 ☐ 残高証明又は融資証明	
		申請者が法人の場合 ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 財務諸表 ☐ 事業経歴書 ☐ 納税証明書 ☐ 残高証明又は融資証明	
7	権利者全ての同意を得たことを証する書類		
	省令第 7 条第 2 項第 8 号	☐ 公図の写し ☐ 土地登記事項証明書 ☐ 権利者の同意を証する書類	権利者の同意を証する書類には、同意者の本人確認書類(具体例は申請者確認書類の欄を参照)を添付すること
8	周辺住民への周知を行ったことを証する書類		
	省令第 7 条第 2 項第 9 号	☐ 周知措置報告書	
9	施行者の能力を証する書類		
	省令第 7 条第 2 項第 10 号	☐ 法人の登記証明書 (登記簿謄本) ☐ 事業経歴書 ☐ 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書 ☐ 工事を指導・監督する技術者の経歴書 ☐ 当該工事に係る契約書の写し	必要書類は工事施行者により異なるため、手引 5.4 を参照すること

表 2-8 土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な図面

綴じ順	図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
10	位置図	・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
11	地形図	・ 方位 ・ 土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
12	土地の平面図	・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 作業構台等 ・ 空地の位置 ・ 柵等の位置 ・ 排水施設（側溝等） ・ 土砂の流出防止措置	1/500 以上	断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること
13	土地の断面図	・ 土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	高低差の著しい箇所について作成すること
14	求積図	・ 土石の堆積を行う土地の部分	指定なし	

4.4 代理申請

申請書の提出を申請者以外が行うときは、前述の書類等に加えて委任状が必要です。

委任状
⇒参考様式

4.5 申請手数料

申請に当たっては、江東区事務手数料条例別表に定める手数料が必要です。

手数料の額は表 2-9 及び表 2-10 のとおりです。

表 2-9 事務別申請手数料①

1 土地の形質変更		
(1) 工事の許可(法 12 条第 1 項)		
	切土又は盛土をする土地の面積	手数料
	500m ² 以内のもの	1 件につき 20,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	1 件につき 34,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	1 件につき 54,000 円
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	1 件につき 89,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1 件につき 123,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	1 件につき 201,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	1 件につき 220,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1 件につき 275,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1 件につき 364,000 円
	100,000 m ² を超えるもの	1 件につき 533,000 円
(2)工事の変更の許可(法 16 条第 1 項)		
	1 件につき、アからウまでの合計額。ただし、合計額が 533,000 円を超えるときは、533,000 円	
	項目	手数料
	ア 工事の設計の変更	工事の許可の 1/10
	イ 新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	工事の許可と同額
	ウ その他の変更	15,000 円

表 2-10 事務別申請手数料②

2 土石の堆積			
(1) 工事の許可(法 12 条第 1 項)			
	土石の堆積をする土地の面積	手数料	
	500 m ² 以内のもの	1 件につき	18,000 円
	500 m ² を超え、1,000 m ² 以内のもの	1 件につき	28,000 円
	1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以内のもの	1 件につき	35,000 円
	2,000 m ² を超え、5,000 m ² 以内のもの	1 件につき	54,000 円
	5,000 m ² を超え、10,000 m ² 以内のもの	1 件につき	66,000 円
	10,000 m ² を超え、20,000 m ² 以内のもの	1 件につき	121,000 円
	20,000 m ² を超え、40,000 m ² 以内のもの	1 件につき	134,000 円
	40,000 m ² を超え、70,000 m ² 以内のもの	1 件につき	163,000 円
	70,000 m ² を超え、100,000 m ² 以内のもの	1 件につき	207,000 円
	100,000 m ² を超えるもの	1 件につき	292,000 円
(2) 工事の変更の許可(法 16 条第 1 項)			
	1 件につき、アからウまでの合計額。ただし、合計額が 292,000 円を超えるときは、292,000 円		
	項目	手数料	
	ア 工事の設計の変更	工事の許可の 1/10	
	イ 新たな土地の編入に係る工事の設計の変更	工事の許可と同額	
	ウ その他の変更	15,000 円	
3 その他の手続			
	項目	手数料	
	法第 12 条第 1 項又は第 16 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付(省令第 88 条)	1 通につき	900 円
	盛土規制法調書の写しの交付(条例第 5 条第 3 項)	1 通につき	700 円

4.6 許可又は不許可の通知

【法律】

(許可証の交付又は不許可の通知)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の許可の申請があつたときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請をした者に、同項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、同項の不許可の処分をしたときは文書をもつてその旨を通知しなければならない。

3 宅地造成等に関する工事は、前項の許可証の交付を受けた後でなければ、することができない。

4 第二項の許可証の様式は、主務省令で定める。

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1・2 略

3 都道府県知事は、第一項の許可に、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付することができる。

解説

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施行に伴う災害を防止するため必要な条件を付ける場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面による通知を行います。

補足：工事の着手とは、土地の形質変更の場合は盛土又は切土の行為に着手することを指します。

4.7 許可情報の公表

【法律】

（宅地造成等に関する工事の許可）

第十二条 1～3 略

4 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

【省令】

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表の方法）

第九条 法第十二条第四項（法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（宅地造成等に関する工事の許可に係る公表事項）

第十条 法第十二条第四項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

【条例】

（盛土規制法調書）

第五条 知事は、盛土規制法調書（以下「調書」という。）を調製し、保管するものとする。

- 2 知事は、規則で定めるところにより、工事が施行される土地の所在地その他の規則で定める事項を調書に登録するものとする。
- 3 知事は、調書を常に一般の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があったときは、その写しを交付するものとする。
- 4 調書の調製、写しの交付の請求その他調書に関し必要な事項は、規則で定める。

【細則】

（盛土規制法調書）

第三条 知事は、法第十二条第一項又は法第三十条第一項の規定による許可をしたときは、当該許可に係る土地について、盛土規制法調書（以下「調書」という。）に登録するものとする。

2 条例第五条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 工事の着手予定年月日及び完了予定年月日
- 四 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 五 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 六 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 七 公図の写し
- 八 規則第七条第一項第一号又は同条第二項第一号に掲げる図面（位置図を除く。）

解説

地域の住民や区長が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可を行った工事に関する事項を公表するとともに、区長への通知を行います。

区では、恒久的な情報公開制度として、法定の公表事項の一部を含んだ盛土規制法調書の公開を行っています。

[一定期間公表する事項]

- ・ 工事施行者の氏名又は名称

[恒久的に公表する事項（盛土規制法調書の記載事項）]

- ① 工事の許可年月日及び許可番号
- ② 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ③ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ④ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑤ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

第5章 許可基準

5.1 住民への周知

【法律】 （住民への周知） 第十一条 工事主は、次条第一項の許可の申請をするときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該宅地造成等に関する工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。 【省令】 （住民への周知の方法） 第六条 法第十一条の宅地造成等に関する工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。ただし、令第七条第二項第二号に規定する土地において同号に規定する盛土をする場合又は都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条第一項において「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び次条第一項において「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。以下同じ。）の条例若しくは規則で定める場合にあつては、第一号に掲げる方法により行うものとする。 一 宅地造成等に関する工事の内容についての説明会を開催すること。 二 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該工事の施行に係る土地の周辺地域の住民に配布すること。 三 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること。 四 前三号に掲げるもののほか、都道府県の条例又は規則で定める方法

解説

工事の許可申請に当たっては、工事をする土地の周辺地域の住民に対し、工事の内容を周知させるための措置を講じる必要があります。

審査基準

許可申請書に添付する周知措置報告書により、周辺地域の住民に工事内容の周知を行ったことを確認します。

[周知の方法]

次のいずれかの方法により行うこと。災害が生ずるおそれが特に大きい土地において、高さ 15m 超の盛土をする場合は①による周知を必須とする。

- ① 説明会の開催
- ② 書面の配布
- ③ 工事を行う土地又はその周辺での掲示＋ウェブページへの掲載

周知措置報告書
⇒資料編 参考様式

補足：住民とは、生活の拠点としている者を指しており、単に土地を所有しているだけの者は住民に含まれません。

災害が生ずるおそれが特に大きい土地
⇒設計編 溪流等における盛土

補足：工事内容を掲載するウェブページは、工事主自身でご準備ください。

[周知措置報告書に記載する内容]

- ① 申請者住所・氏名
- ② 工事施行者住所・氏名
- ③ 土地の所在地・地番
- ④ 周知範囲
- ⑤ 周知の方法
- ⑥ 周知期間（説明会を開催した場合は、開催日時・場所）
- ⑦ 周知内容（説明会資料、配布書面、掲示内容等）
- ⑧ 寄せられた質問・要望事項及び応答・対応等

[周知内容]

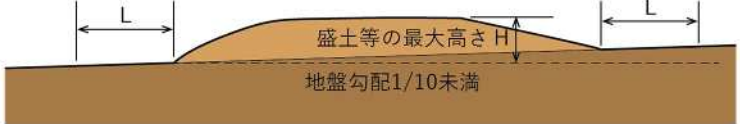
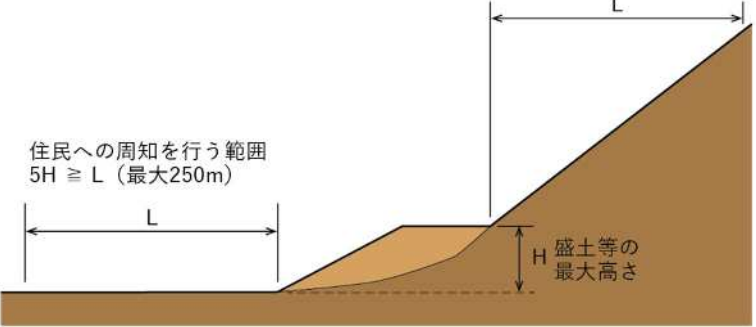
少なくとも以下の内容について周知を行うこと。

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 工事が施行される土地の所在地
- ③ 工事施行者の氏名又は名称
- ④ 工事の着手予定日及び完了予定日
- ⑤ 盛土又は切土の高さ/土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑥ 盛土又は切土をする土地の面積/土石の堆積を行う土地の面積
- ⑦ 盛土又は切土の土量/土石の堆積の最大堆積土量

[周知範囲]

表 2-11 に示す区分に応じて、必要な範囲に周知を行うこと。

表 2-11 住民への周知を行う範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲
平地盛土 切土 土石の堆積	盛土等の境界から水平距離2H以上（最大50m） 住民への周知を行う範囲 2H ≧ L（最大50m） 
溪流等における盛土 谷埋め盛土 腹付け盛土	盛土等の境界から水平距離5H以上（最大250m） 住民への周知を行う範囲 5H ≧ L（最大250m） 

補足：平地盛土とは、勾配1/10以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいいます。
腹付け盛土とは、勾配1/10超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないものをいいます。
谷埋め盛土とは、谷や沢を埋め立てて行う盛土をいいます。

5.2 技術的基準への適合

【法律】

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事については、工事主は、当該工事に着手する前に、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事については、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る宅地造成等に関する工事の計画が次条の規定に適合するものであること。

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書に規定する工事を除く。第二十一条第一項において同じ。）は、政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等に伴う災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

解説

工事の計画は、盛土等に伴う災害を防止するための必要な措置がされたものでなければなりません。これらの措置は、技術的基準に適合する必要があります。区では、政令での規定に加えて細則に基づく技術的基準の強化・付加を行っています。

技術的基準の詳細は、設計編及び施工編を参照してください。

表 2-12 政令に規定する技術的基準

政令	技術的基準
第7条	地盤について講ずる措置
第8条	擁壁の設置
第9条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
第10条	練積み造の擁壁の構造
第11条	設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用
第12条	擁壁の水抜穴
第13条	任意に設置する擁壁についての建築基準法施行令の準用
第14条	崖面崩壊防止施設の設置
第15条	崖面及びその他の地表面について講ずる措置
第16条	排水施設の設置
第17条	特殊の材料又は構法による擁壁
第18条	特定盛土等に関する工事（第7条から第17条までの規定の準用）
第19条	土石の堆積に関する工事
第20条	規則への委任

表 2-13 細則に規定する技術的基準

細則	技術的基準
第 6 条	地盤について講ずる措置に関する技術的基準
第 7 条・第 8 条	地盤の許容応力度
第 9 条	鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造
第 10 条	任意に設置する擁壁の構造
第 11 条	特殊の材料又は構法による擁壁
第 12 条	土石の堆積に関する工事の技術的基準
第 13 条	擁壁等の設置の緩和

5.3 資力・信用

【法律】
(宅地造成等に関する工事の許可)
第十二条 1 略
2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
一 略
二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

解説

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。

審査基準

表 2-14 に示す資料により、工事主の資力及び信用を確認します。
なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

表 2-14 資力及び信用を確認するための資料

申請者が個人の場合	申請者が法人の場合
☐ 資金計画書 ☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書 ☐ 住民票の写し ☐ 納税証明書 ☐ 残高証明又は融資証明	☐ 資金計画書 ☐ 暴力団等に該当しないことの誓約書 ☐ 登記全部事項証明書 ☐ 財務諸表 ☐ 事業経歴書 ☐ 納税証明書 ☐ 残高証明又は融資証明

暴力団等に該当しないことの誓約書
⇒資料編 参考様式

事業経歴書
⇒資料編 参考様式

5.4 工事施行者の能力

【法律】
(宅地造成等に関する工事の許可)
第十二条 1 略
2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
一・二 略
三 工事施行者に当該宅地造成等に関する工事を完成するために必要な能力があること。

解説

工事の許可申請に当たっては、工事施行者に工事を完成するために必要な能力が求められます。

審査基準

①法人の登記証明書（登記簿謄本）、②事業経歴書、③建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書、④工事を指導・監督する技術者の経歴書、⑤当該工事に係る契約書の写しにより、工事施行者に工事を完遂することができる技術力・財産的基礎があることを確認します。

必要書類は工事施行者により異なりますので、図 2-3 により確認してください。

事業経歴書
⇒資料編 参考様式

なお、土石の堆積に関する工事については、工作物を設置しない場合に限り全ての工事施行者に技術力があるものとみなし、財産的基礎があることのみを確認します。

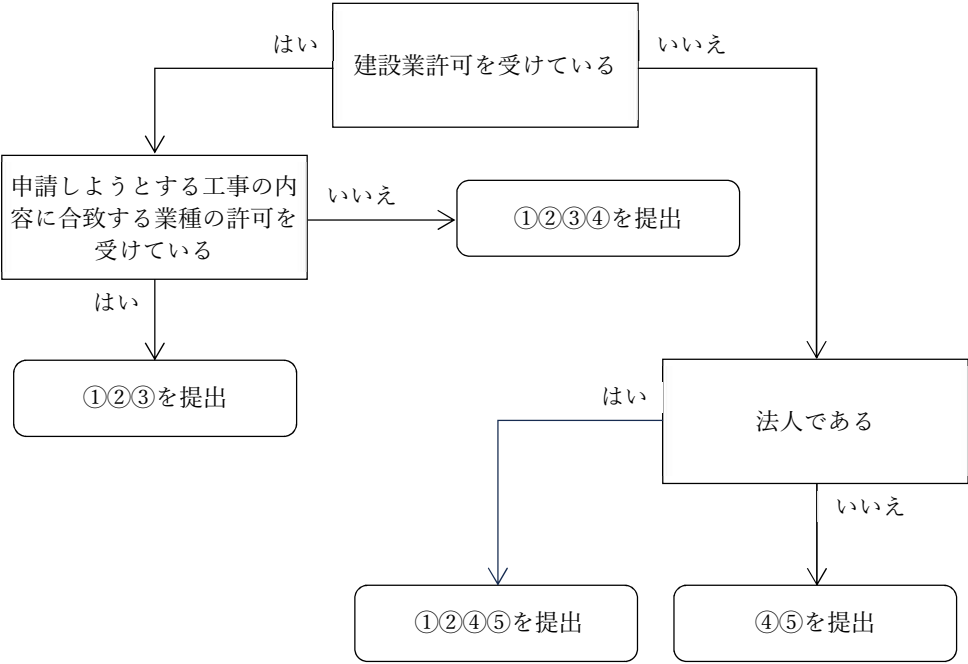


図 2-3 必要書類判定のフロー

表 2-15 工事の内容と合致する建設業許可の種類

申請しようとする工事	建設工事の種類
複数の専門工事を含む工事 (例) 盛土・切土工事と擁壁設置工事	土木工事一式
建築確認を必要とする新築及び増改築に伴う工事であって、複数の専門工事を含む工事 (例) 新築に伴う盛土・切土工事	建築工事一式
切土・盛土を含む工事	とび・土工・コンクリート工事
擁壁(鉄筋コンクリート造等)設置を含む工事	
鋼矢板・構台の設置を含む工事	
擁壁(間知石積み)設置を含む工事	石工事

5.5 土地所有者等の同意

【法律】 (宅地造成等に関する工事の許可) 第十二条 1 略 2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。 一〜三 略 四 当該宅地造成等に関する工事（土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二条第一項に規定する土地区画整理事業その他の公共施設の整備又は土地利用の増進を図るための事業として政令で定めるものの施行に伴うものを除く。）をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得ていること。

解説 工事の許可申請に当たっては、あらかじめ、当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る必要があります。 審査基準 工事をしようとする土地について、必要な権利者全ての同意を取得していることを確認します。同意の有無は、①公図の写し②土地の登記事項証明書③該当する権利者を記載した一覧表（権利関係者一覧表）④各権利者の同意書を提出する方法により確認します。 所有権の登記がある土地については、当該所有権者の同意書を必ず提出してください。所有権の登記がない土地については、現に当該土地を所有している者の同意書を必ず提出してください。 [同意を必要とする権利者] 工事をしようとする土地の所有権、地上権、永小作権、地役権、質権、賃借権、採石権又は使用借権を有するとともに、当該土地を使用する権利者 [同意書に記載が必要な事項] ① 所在地・地番 ② 地目又は建物用途 ③ 地積又は延べ面積 ④ 権利の種類 ⑤ 同意年月日 ⑥ 同意者住所・氏名 同意書には、本人の同意であることを示すため、同意者の本人確認書類を添付してください。	補足：地上権とは、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利のことです。 地役権とは、設定行為に定めた目的に従って他人の土地を自己の土地の便益に供することができる権利のことです。 使用借権とは、賃料を支払わないで他人の物を使用収益できる権利のことです。 権利者関係一覧表、同意書 ⇒資料編 参考様式 補足：本人確認書類は、住民票の写し、個人番号カード（表面のみ）、運転免許証、運転経歴証明書(交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る。)、在留カード、又は特別永住者証明書のいずれかとしてください。
--	--

5.6 設計者の資格

【法律】

(宅地造成等に関する工事の技術的基準等)

第十三条 1 略

2 前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち政令(同項の政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。)で定めるものの工事は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければならない。

【政令】

(資格を有する者の設計によらなければならない措置)

第二十一条 法第十三条第二項(法第十六条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の政令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える擁壁の設置
- 二 盛土又は切土をする土地の面積が千五百平方メートルを超える土地における排水施設の設置

(設計者の資格)

第二十二条 法第十三条第二項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して二年以上の実務の経験を有する者であること。
- 二 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)において、正規の土木又は建築に関する修業年限三年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。同号において同じ。)、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。
- 三 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して四年以上の実務の経験を有する者であること。
- 四 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して七年以上の実務の経験を有する者であること。
- 五 主務大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者であること。

【省令】

(設計者の資格)

第三十五条 令第二十二条第五号の規定により、主務大臣が同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者は、次に掲げる者とする。

- 一 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十九条第一号トに規定する講習を修了した者
- 二 前号に掲げる者のほか主務大臣が令第二十二条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者

【建設省告示第 1005 号】

○宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(昭和 37 年 3 月 29 日)

宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第十八条第五号の規定により、同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して一年以上の実務の経験を有する者
- 二 技術士法(昭和三十二年法律第二百四号)による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者
- 三 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)による一級建築士の資格を有する者
- 四 土木又は建築の技術に関して十年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了したもの
- 五 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成等規制法施行令第十八条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

解説

専門的知識及び経験を必要とする工事の設計のためには、一定の資格が求められます。

[一定の資格が必要な工事]

- ① 高さが 5mを超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500m²を超える土地における排水施設の設置

審査基準

表 2-16 に示す書類により、設計者が必要な資格を有していることを確認します。

表 2-16 設計者の資格

設計者の資格	設計者の資格を証する書類
大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者	☐ 卒業証明書 ☐ 実務経験証明書
短期大学(3年制)の土木・建築課程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者	
短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者	
高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者	
土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者	☐ 宅地造成技術講習会修了証書 ☐ 実務経験証明書
大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者	☐ 大学院に1年以上在学したことの証明書 ☐ 実務経験証明書
技術士(建設部門)	☐ 技術士の資格証明書
一級建築士	☐ 一級建築士の資格証明書

実務経験証明書
⇒資料編 参考様式

5.7 土石の堆積に関する工事の期間

【法律】

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

四 土石の堆積 宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令で定めるもの（一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限る。）をいう。

解説

土石の堆積に関する工事は、一定期間の経過後に当該土石を除却するものに限りです。

都では、土石の堆積に関する工事の期間を許可の日から最長 5 年として運用します。



図 2-4 期間の考え方

許可の日から 5 年を超えて土石を堆積しようとする場合は、当該許可の日から 5 年が経過する前に、堆積期間の延長に関する変更許可を受けてください。



図 2-5 変更許可を行う場合

第6章 その他の手続

6.1 規制区域指定の際の工事の届出

【法律】 (工事等の届出) 第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。 【省令】 (宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法) 第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。 2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。 3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。 4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。 (宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項) 第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図 二 工事の届出年月日 三 工事施行者の氏名又は名称 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
--

解説

規制区域の指定の際、当該区域内において許可・届出対象となる工事に着手している場合は、指定日から 21 日以内に届出書を提出してください。

届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係区市町村長に通知されます。

なお、届出書及び添付書類に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係区市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

補足：工事の概況を把握するとともに、公表により一般の第三者が土地等の取引に際して不測の損害を被ることのないように保護すること、関係区市町村と工事の内容を常時、容易かつ正確に共有することを目的としています。

[土地の形質変更に関する工事の届出]

- 届出書に表 2-17 に記載の図面を添付して提出してください。
 - 次の①から⑤に該当する規模の工事である場合は、表 2-17 に掲げる図面に加え、盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。
- ① 盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 当該切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5mを超える崖を生ずることとなるもの
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの
- ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が 3,000m² を超えるもの

区域指定時の届出書(土地の形質変更)
⇒資料編 国様式

表 2-17 土地の形質変更に関する工事の届出書に添付する図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	・ 方位 ・ 土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 盛土又は切土をする土地の部分 ・ 崖 ・ 擁壁 ・ 崖面崩壊防止施設 ・ 側溝等 ・ 地滑り抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること

[土石の堆積に関する工事の届出]

- ・ 届出書に表 2-18 に記載の図面を添付して提出してください。
- ・ 次の①又は②に該当する規模の工事である場合は、表 2-18 に掲げる図面に加え、土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。

区域指定時の届出書(土石の堆積)
⇒資料編 国様式

- ① 高さが5mを超える土石の堆積で、その面積が1,500m²を超えるもの
- ② ①に該当しない土石の堆積で、その面積が3,000m²を超えるもの

表 2-18 土石の堆積に関する工事の届出書に添付する図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	・ 方位 ・ 土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 作業構台等 ・ 空地の位置 ・ 柵等の位置 ・ 側溝等 ・ 土砂の流出防止措置	1/500以上	

6.2 擁壁等を除却する工事の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 1・2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【政令】

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

【省令】

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

解説

次の工事を行う場合は、工事に着手する日の 14 日前までに届出書を提出してください。
一部除却であっても届出が必要です。

[届出が必要な工事]

- ① 規制区域内の土地において行う、高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ② 規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ③ 規制区域内の土地において行う、地滑り抑止ぐい等の除却工事

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

擁壁等の除却の届出書
⇒資料編 国様式

6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

【法律】

(工事等の届出)

第二十一条 1～3 略

4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【省令】

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

解説

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、届出書を提出してください。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

公共施設用地の転用の届出書
⇒資料編 国様式

6 様式編

第19章 申請様式一覧

19.1 国様式

様式第二 許可申請書（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項 第30条第1項 } の規定により、 許可を申請します。 年 月 日 江 東 区 長 殿 申請者 氏名					※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()				
2 設計者住所氏名						
3 工事施行者住所氏名						
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土地の面積		平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況						
7 工事完了後の土地利用						
8 盛土のタイプ		平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土				
9 土地の地形		溪流等への該当 有・無				
10 工事の概要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル				
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル			
		切土	立方メートル			
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長	
				メートル	メートル	
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長	
				メートル	メートル	

	へ 排 水 施 設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ メートル	メートル
	ト 崖面の保護の方法				
	チ 崖面以外の地表面の 保護の方法				
	リ 工事中の危害防止の ための措置				
	ヌ そ の 他 の 措 置				
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日			
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要					
11 その他必要な事項					
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付 した条件		※許 可 番 号 欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。 8 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 10 本申請書及び添付書類に記載された個人情報、宅地造成又は特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用いたします。					

様式第三 資金計画書（土地の形質変更）

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度		年度	計
支 出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附帯工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	〇〇〇						
収 入	借入償還金						
	〇〇〇						
	計						
	自己資金						
収 入	借入金						
	〇〇〇						
	処分収入						
	〇〇〇						
	補助負担金						
	〇〇〇						
	〇〇〇						
	計						
借入金の借入先							

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第12条第1項 第30条第1項 } の規定により、許可を申請します。 年 月 日 江 東 区 長 殿 申請者 氏名				※手数料欄	
1 工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)		()			
2 設計者住所氏名					
3 工事施行者住所氏名					
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5 土地の面積		平方メートル			
6 工事の目的					
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル			
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル			
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル			
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配				
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置				
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置				
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅		
			メートル		
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置				
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置				
	ヌ 工事中の危害防止のための措置				
	ル そ の 他 の 措 置				
ヲ 工事着手予定年月日	年 月 日				
ワ 工事完了予定年月日	年 月 日				
カ 工程の概要					
8 その他必要な事項					

※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 ※印のある欄は記入しないでください。 - 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。 - 本申請書及び添付書類に記載された個人情報、宅地造成又は特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び許可情報の公表に利用いたします。			

様式第五 資金計画書（土石の堆積）

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科 目		金 額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度		年度	計
支 出	事業費						
	用地費						
	工事費						
	附帯工事費						
	事務費						
	借入金利息						
	〇〇〇						
	借入償還金						
	〇〇〇						
	計						
収 入	自己資金						
	借入金						
	〇〇〇						
	処分収入						
	〇〇〇						
	補助負担金						
	〇〇〇						
	〇〇〇						
	計						
借入金の借入先							

許可証

第 号
年 月 日

江 東 区 長

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 14 条第 2 項 (第 16 条第 3 項において準用する場合を
第 33 条第 2 項 (第 35 条第 3 項において準用する場合を
含む。) } の規定により、下記の条件を付して許可する。
含む。)

1	工事をする土地の所在地及び 地番	
2	工 事 主 住 所 氏 名	
3	許 可 番 号	第 号
4	許 可 対 象 行 為	宅地造成・特定盛土等・土石の堆積
5	許 可 期 間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6	条 件	

様式第七 変更許可申請書（土地の形質変更）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更 の許可を申請します。 年 月 日 江 東 区 長 殿 申請者 氏名					※手数料欄	
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法人役員住所氏名)		()				
2 設 計 者 住 所 氏 名						
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名						
4 土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)				
5 土 地 の 面 積		平方メートル				
6 工事着手前の土地利用状況						
7 工事完了後の土地利用						
8 盛 土 の タ イ プ		平地盛土、腹付け盛土 ・谷埋め盛土				
9 土 地 の 地 形		溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル				
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル				
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル			
		切 土	立方メートル			
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長	
				メートル	メートル	
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長	
				センチメートル	メートル	
ト 崖面の保護の方法						
チ 崖面以外の地表面の保護の方法						
リ 工事中の危害防止のための措置						

	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ワ 工程の概要			
11 その他必要な事項				
12 変更の理由				
13 許可番号		第 号		
※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください(複数選択可)。 8 9 欄は、溪流等(令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第八 変更許可申請書（土石の堆積）

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 第 35 条第 1 項 } の規定により、許可を申請します。 年 月 日 江 東 区 長 殿 申請者 氏名			※手数料欄	
1 工 事 主 住 所 氏 名 (法 人 役 員 住 所 氏 名)		()		
2 設 計 者 住 所 氏 名				
3 工 事 施 行 者 住 所 氏 名				
4 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)		(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5 土 地 の 面 積		平方メートル		
6 工 事 の 目 的				
概 要 の 工 事	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル		
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における 堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の 改良その他の必要な措置			
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅	
			メートル	
	チ 雨水その他の地表水を有効に排除 する措置			
	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出 を防止する措置			
	ヌ 工事中の危害防止のための措置			
	ル そ の 他 の 措 置			
ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日			
ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日			
カ 工 程 の 概 要				

8 そ の 他 必 要 な 事 項			
9 変 更 の 理 由			
10 許 可 番 号		第 号	
※受 付 欄	※決 裁 欄	※ 許可に当たって付した条件	※許 可 番 号 欄
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

※受付欄

年 月 日

第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

江 東 区 長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 1 項
第 36 条第 1 項 } の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

江 東 区 長

下記の宅地造成及び特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等

規制法 { 第 13 条第 1 項
第 31 条第 1 項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名	

※受付欄

年 月 日

第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

江 東 区 長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 4 項
第 36 条第 4 項 } の規定による確認を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工事をした土地の所在地及び地番	
5 工事施行者住所氏名	
6 備 考	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

土石の堆積に関する工事の確認済証

第 号
年 月 日

江 東 区 長

下記の土石の堆積に関する工事について、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 17 条第 4 項} \\ \text{第 36 条第 4 項} \end{array} \right\}$ の規定による確認の結果、
堆積されていた全ての土石が除却されたことを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の所在地及び地番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 確 認 員 職 氏 名	

※受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

江 東 区 長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 18 条第 1 項
第 37 条第 1 項 } の規定による中間検査を申請します。

1 許 可 番 号	第 号		
2 許 可 年 月 日	年 月 日		
3 工事を行っている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
	交付年月日	年 月 日	年 月 日
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特 定 工 程		
	特定工程に係る 工事終了予定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号
年 月 日

江 東 区 長

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 13 条第 1 項
第 31 条第 1 項 } の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号	
2 許 可 年 月 日	年 月 日	
3 工事を行っている土地の所在地及び地番		
4 工 事 主 住 所 氏 名		
5 中 間 検 査 年 月 日	年 月 日	
6 中 間 検 査 の 対 象	検 査 実 施 回	第 回
	特 定 工 程	
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日
7 検 査 員 職 氏 名		

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

江 東 区 長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工 事 施 行 者 住 所 氏 名			
2 工事を行っている土地の所在地及び 地番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度：	度	分 秒、 経度：
3 工事を行っている土地の面積	平方メートル		
4 盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土 ・谷埋め盛土		
5 盛 土 又 は 切 土 の 高 さ	メートル		
6 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
7 盛 土 又 は 切 土 の 土 量	盛 土	立方メートル	
	切 土	立方メートル	
8 工 事 着 手 年 月 日	年	月	日
9 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年	月	日
10 工 事 の 進 捗 状 況			

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 本届出書及び添付書類に記載された個人情報は、宅地造成又は特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び届出情報の公表に利用いたします。

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

江 東 区 長 殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項
第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
2 工事を行っている土地の所在地及び 地番 (代 表 地 点 の 緯 度 経 度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)
3 工事を行っている土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル
7 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
8 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
9 工 事 の 進 捗 状 況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 本届出書及び添付書類に記載された個人情報は、宅地造成又は特定盛土等規制法の運用を目的として、市町村等の行政機関への情報提供及び届出情報の公表に利用いたします。

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

江 東 区 長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 3 項
第 40 条第 3 項 } の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1 工事が行われる土地 の所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

江 東 区 長 殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 4 項
第 40 条第 4 項 } の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の所在地 及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転 用 前 の 用 途	
4 転 用 後 の 用 途	
5 転 用 年 月 日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

← 90 センチメートル以上 →						
↑ 70 センチメートル以上 ↓	{ 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出 }			済標識		
	1	工事主の住所氏名	見取図			
	2	許可番号			第 号	
	3	許可又は届出年月日			年 月 日	
	4	工事施行者の氏名				
	5	現場管理者の氏名				
	6	盛土又は切土の高さ			メートル	
	7	盛土又は切土をする土地の面積			平方メートル	
	8	盛土又は切土の土量			盛土	立方メートル
	切土				立方メートル	
	9	工事着手予定年月日			年 月 日	
	10	工事完了予定年月日			年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先					
12	許可または届出担当の都道府県 部局名称連絡先					
↑ 50 センチメートル以上 ↓						

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

土石の堆積に関する工事の標識

← 90 センチメートル以上 →				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70 センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日	年 月 日	
	10	工事完了予定年月日	年 月 日	
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可または届出担当の都道府県部局名称連絡先		
↑ 50 センチメートル以上 ↓				

〔注意〕

- 1 1 欄の工事主、4 欄の工事施行者又は 5 欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9 及び 10 欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

19.2 都様式

都様式 特定工程通知書

特定工程通知書

第 号
年 月 日

江東区長

以下の宅地造成又は特定盛土等に関する工事は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 18 条第 1 項又は第 37 条第 1 項に規定する特定工程を含むため、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 6 年東京都条例第 36 号）第 4 条第 2 項の規定により通知します。

特定工程ごとに定める当該特定工程後の工程に係る工事は、同法第 18 条第 2 項又は第 37 条第 2 項の中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、着手することができません。

1 許可番号	第 号		
2 工事主の住所・氏名※1			
当該工事に含まれる特定工程等	該当の有無※2	特定工程	特定工程後の工程
		盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程
		盛土をする前の地盤に対し段切りを行う工事の工程	盛土をする工事の工程
		擁壁の設置のための根切りを行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
		擁壁の基礎地盤の改良を行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
		擁壁の基礎ぐいの打込みを行う工事の工程	擁壁を設置する工事の工程
		擁壁（鉄筋コンクリート造のものに限る。）の鉄筋の組立てを行う工事の工程	コンクリートを打設する工事の工程
		擁壁の根入れ部分（練積み造のものに限る。）を築造する工事の工程	擁壁の地表面を超える高さの部分を築造する工事の工程
		盛土の内部に排水施設を設置する工事の工程	排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事の工程
		盛土の内部に透水層を設ける工事の工程	透水層の上面に盛土をする工事の工程

※1 法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載する。

※2 該当の有無の欄に、特定工程を含む場合は「○」を、含まない場合は「－」を記載する。

特定工程指定通知書

第 号
年 月 日

江東区長

以下の宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和 6 年東京都条例第 36 号）第 4 条第 4 項の規定に基づき工程を指定したので、同条第 5 項の規定により通知します。

1 許 可 番 号	第 号
2 工事主の住所・氏名 法人にあっては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名	
3 指 定 す る 工 程	

（備考）指定した工程以外の工程は、特定工程でないものとみなし、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 18 条第 1 項又は第 37 条第 1 項の中間検査の対象となりません。

19.3 区様式

区様式 工事着手届

工事着手届	
年 月 日	
江東区長 殿	
工事主 住所 氏名 〔法人にあっては、その事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕	
江東区宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。	
1 許 可 番 号	第 号
2 工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
3 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
4 工事施行者の住所・氏名 〔法人にあっては、主たる 事務所の所在地、名称 及 び 代 表 者 の 氏 名〕	
5 現 場 管 理 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	

定期報告書

年 月 日

江東区長 殿

工事主 住所
氏名
(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第19条第1項の規定に基づき、工事の実施状況等について次のとおり報告します。

共通	1	工事が施行される土地の所在地	
	2	工事の許可年月日及び許可番号	
	3	前回の報告年月日 (2回目以降のみ記入)	
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	4	報告の時点における盛土又は切土の高さ	
	5	報告の時点における盛土又は切土の面積	
	6	報告の時点における盛土又は切土の土量	
	7	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	
土石の堆積に関する工事	8	報告の時点における土石の堆積の高さ	
	9	報告の時点における土石の堆積の面積	
	10	報告の時点における堆積されている土石の土量	
	11	前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	

備考
宅地造成又は特定盛土等に関する工事について報告を行う場合は1欄から7欄までを、土石の堆積に関する工事について報告を行う場合は1欄から3欄まで及び8欄から11欄までを記入すること。

19.4 参考様式

参考様式 実務経験証明書

実務経験証明書

年 月 日

以下の者は、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

証 明 者
被証明者との関係

記

技術者の氏名		生年月日		使用された 期間	年 月から
使用者の商号 又は名称					年 月まで
部署名	実務経験の内容※			実務経験年数	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を 得ることができ ない場合はその 理由				合計 満 年 月	

※ 従事した主な土木又は建築に関する案件名等を具体的に記載すること。

周知措置報告書

年 月 日

江 東 区 長 殿

工事主 住所
氏名
〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 11 条又は第 29 条の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、下記のとおり講じたことを報告します。

記

1	土地の所在地 及び地番	
2	周知措置の方法	1. 説明会の開催 2. 書面の配布 3. 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
3	周知期間・ 説明会開催日時	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日 () 時 分から 時 分まで)
4	説明会開催場所	名 称 所 在 地
5	説明会参加者数	人
6	配布範囲・ 掲示場所	
7	住民からの意見等	

事業経歴書

年 月 日

工事主 住所

氏名

〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

No	開発事業名※1	事業場所	事業規模 (面積等)	許認可番号※2	事業期間	備考
1					年 月着工 年 月竣工	
2					年 月着工 年 月竣工	
3					年 月着工 年 月竣工	
4					年 月着工 年 月竣工	
5					年 月着工 年 月竣工	
6					年 月着工 年 月竣工	
7					年 月着工 年 月竣工	
8					年 月着工 年 月竣工	
9					年 月着工 年 月竣工	
10					年 月着工 年 月竣工	

※1 法令に基づくものか否かを問わず、土地開発に関するものを記載する。

※2 都市計画法に基づく開発許可又は盛土規制法に基づく工事の許可を取得している場合に記載する。

軽微な変更の届出書

年 月 日

江 東 区 長 殿

工事主 住所

氏名

〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 16 条第 2 項又は第 35 条第 2 項の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更について次のとおり届け出ます。

1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

2 軽微な変更の内容

3 変更の理由

許可申請の取下届

年 月 日

江 東 区 長 殿

申請者 住所
氏名
〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

工事の許可申請を取り下げますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 受付番号	第 号
2 受付年月日	年 月 日
3 取下げの理由	

工事の廃止届

年 月 日

江 東 区 長 殿

工事主 住所

氏名

〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第 18 条の規定に基づき、工事を廃止しますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 許可番号及び 許可年月日	第 年 月 日 号
2 廃止の理由	
3 廃止時の工事状況及び 防災上の措置等の実施状況	

(注意) 許可通知書を御持参ください。

地権者一覧表

物件の 種類※1	所在・地番	面積 (㎡)	権利の種類 ※2	権利者の氏名※3	同意の 有無	摘要	同意書との 対照番号
合計	関係権利者の総数			関係権利者の同意数			

※1 物件の種類欄は、地目、建物、工作物等の種別を記入してください。

※2 権利の種類欄は、所有権等登記事項証明書に記載された権利の別を記入してください。

※3 同一物件に権利者が二人以上ある場合は摘要欄にその旨を記入してください。

同意証明書

私が権利を有する次の物件について、申請者が宅地造成及び特定盛土等規制法
第 12 条の規定による宅地造成等に関する工事
第 30 条の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事
を施行することに
同意したことを証明します。

所在及び地番	地目	地積	権利の種類※1	同意年月日	住所氏名※3	摘要※2

備考

- ※1 権利の種別欄には、所有権、地上権、質権、賃借権等の種別を記入すること。
- ※2 当該権利に係る土地が共有の場合には、摘要欄にその旨を記入すること。
- ※3 住所氏名欄に記載のある同意者全員の本人確認資料を添付すること。

誓 約 書

江 東 区 長 殿

私は、東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、盛土規制法第20条第1項又は第39条第1項の規定に基づく工事の許可を取消し等の処分を受けた場合には、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

委 任 状

私は、下記のとおり代理人を定め、盛土規制法に基づく許可申請その他申請代理に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 住所
氏名
〔法人にあっては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

代理人	住所	
	氏名	
	電話番号	
委任事項		宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条 1 項又は第 30 条第 1 項の許可申請から完了 検査済証の受領まで

以上

適合証明書交付申請書

都市計画法施行規則 第 60 条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則 第 88 条 の規定により、次の計画が 法に適合していることを証する書面の交付を申請します。 江 東 区 長 殿 年 月 日 住 所 申請者^{※1} 氏 名				手 数 料 ^{※2}	
土 地 の 所 在 ・ 地 番					
該 当 条 項 ^{※3}		都市計画法 ☐ 第 29 条 ☐ 第 35 条の 2 ☐ 第 41 条 ☐ 第 42 条 ☐ 第 43 条 ☐ 第 53 条 盛土規制法 ☐ 第 12 条 ☐ 第 16 条 ☐ 第 30 条 ☐ 第 35 条			
適 合 す る 条 項					
建 築（ 建 設 ） 計 画 の 概 要		用 途		敷地面積	m ²
		工事の種別		建築面積	m ²
		そ の 他		延べ面積	m ²
第 号 適 合 証 明 書^{※2} 上記の建築（建設）計画については、（都市計画法・盛土規制法）の規定に適合することを証明します。 年 月 日					

※1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

※2 ※2 印の欄は、記載しないこと。

※3 該当する事項（□印）にレ印を付けること。

申請書類修正申告書

年 月 日

江 東 区 長 殿

申告者 住所

氏名

提出済の申請書類に影響がある変更が生じたことから、下記の通り申告します。

記

1 修正の内容（修正前後の変更点が分かるように記載すること。）

2 修正の理由

3 許可番号

以上